

あいおいの教育わくわくプラン
相生市教育振興基本計画（案）

相生市教育委員会

—目 次—

第1章 計画の策定について

- 1 計画策定の趣旨及び対象期間 1
- 2 計画の位置づけ 1

第2章 教育を取り巻く環境の変化

- 1 少子・高齢化の進展 2
- 2 価値観やライフスタイルの多様化 2
- 3 家庭・地域社会の変化 2
- 4 環境問題の深刻化 3
- 5 教職員の世代交代 3
- 6 生涯学習社会の変化 3

第3章 相生の教育の成果と課題

第1 学校教育分野

- 1 幼児教育の充実 4
- 2 確かな学力の定着 5
- 3 豊かな心の育成 8
- 4 健やかでたくましい体づくり 9
- 5 学校給食の充実と食育の推進 10
- 6 教職員の資質の向上 11
- 7 地域に開かれた特色ある学校づくり 12
- 8 教育の機会均等の確保 13
- 9 学校施設の整備・充実 14

第2 生涯学習分野

- 1 ライフステージに応じた学習の機会の提供 15
- 2 青少年の健全育成 16
- 3 文化振興 16
- 4 放課後対策事業 17
- 5 図書館事業 18
- 6 文化財の保存と活用 19
- 7 スポーツ活動の推進 20
- 8 人権尊重の文化に満ちたまちづくりの推進 20
- 9 社会教育施設の整備・充実 20

第4章 これからの相生の教育	
1 基本目標	2 2
2 基本方針	2 2
3 基本方針に基づく施策ごとの取組	2 4
－生きる力を育み、いきいきと輝く相生っ子づくりの推進－	
(1) 幼児教育の充実	2 4
(2) 確かな学力の定着	2 5
(3) 豊かな心の育成	3 0
(4) 健やかでたくましい体づくり	3 5
(5) 学校給食の充実と食育の推進	3 7
(6) 教職員の資質の向上	3 9
(7) 地域に開かれた特色ある学校づくり	4 1
(8) 教育の機会均等の確保	4 4
(9) 学校施設の整備・充実	4 5
－楽しい学びを通じ、豊かな人間力を育む生涯学習の推進－	
(1) ライフステージに応じた学習の機会の提供	4 6
(2) 青少年の健全育成	4 7
(3) 文化振興	4 8
(4) 放課後対策事業	4 9
(5) 図書館事業	5 0
(6) 文化財の保存と活用	5 1
(7) スポーツ活動の推進	5 1
(8) 人権を尊重するまちづくりの推進	5 3
(9) 社会教育施設の整備・充実	5 4
第5章 計画の進行管理	5 7
施策体系	5 8
資料編	
目標の説明	5 9
用語解説	6 5

第1章 計画の策定について

1 計画策定の趣旨及び対象期間

相生の教育は、「愛着と生きがいを育むまちづくり」という理念のもと、「明日を担うところ豊かな人づくりを推進する学校教育」、「豊かな人間性を培う生涯学習」、「健康の増進と体力づくりを図る体育の振興」、「自己実現と共生をめざす人権教育」など、こころ豊かでたくましい人間の育成に努めてきました。

平成23年4月、これまでの相生の教育の成果と課題を踏まえつつ、相生の教育を一層充実させるため、中長期的な取組の考え方や具体的施策を示す基本的な計画を策定しました。

本計画の対象期間は、平成23年度から平成32年度までの10年間としていく所です。この度、計画期間中に生じた社会経済状況の変化や各施策の進捗状況などを検証し、中間年度において必要な見直しを行います。

2 計画の位置づけ

本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づく、地方公共団体の定める教育振興のための施策に関する基本的計画に位置づけられるものです。

また、相生市総合教育会議において本計画は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項に定める大綱としての位置付けがなされることとなりました。

本市では、まちづくりの基本的な方向と施策・事業を総合的かつ計画的に推進するための最上位の計画である「第5次相生市総合計画（平成23年度～平成32年度）」がありますが、その教育に関する部門別計画として位置づけられるものです。

第2章 教育を取り巻く環境の変化

1 少子・高齢化の進展

本市の人口は、戦後から高度経済成長期にかけて順調に増加してきましたが、オイルショック後の昭和50年頃から減少に転じました。造船業の構造不況と円高不況が重なり、その影響により造船業を中心に合理化が進むなど従業員の大幅な減少がみられ、それに伴い、市の人口も減少しています。

平成22年9月末の人口統計では、31,742人となっており、年齢構成別人口では、0～14歳の年少人口が11.5%、15～64歳の生産年齢人口が60.0%、65歳以上の老年人口が28.5%となっており、平成17年度と比べ年少人口が0.6%減少している反面、老年人口が3.7%増加しており、少子・高齢化の傾向がより一層強まっています。

このように、年少人口の減少が見込まれる状況のなかで、世代間の交流の機会を増やすとともに、子どもたちの縦のつながりや横のつながりが強まるよう、社会教育団体や青少年団体、地域の人々が主体となって地域で展開される教育活動を充実強化することや、家庭の教育力を向上することが必要です。

2 価値観やライフスタイルの多様化

都市化や少子化の進展など社会が成熟化するなかで、個人の価値観は、高度経済成長期までの画一的な傾向から、集団よりも個を重視する傾向に次第に変化し、多様化が進んでいます。価値観の多様化は、趣味・嗜好の分野にとどまらず、家族形態や就労形態、さらには*NPOや*ボランティアグループなどに見られる個人間のつながりの多様化など、ライフスタイル全般に及んでいます。

価値観の多様化は、個人の自己中心的な行動の容認を意味するものではなく、幼児期からの発達段階に応じて、社会のルール・マナーを守る態度を育成していく取組が求められます。

3 家庭・地域社会の変化

価値観やライフスタイルの多様化に伴い、家庭や地域のあり方やその機能も大きく変化しています。今後も、家庭機能の低下や地域活動の担い手の減少などが続いていくことが懸念されます。

教育の面においても、本来、家庭や地域が持っていた教育力や子育て力が低下し、子どもたちの学ぶ意欲や規範意識、道徳心の低下などにつながっていることが指摘されています。

このようななかで、家庭・地域・学校の強力な連携のもとで、関係者が一体となって教育に取り組む体制の構築が必要です。

4 環境問題の深刻化

産業技術の発展・向上と大量消費社会は、私たちに物質的豊かさと生活の利便性をもたらしましたが、その一方で、自然環境の破壊などの環境問題が生じています。環境保全への国際的な意識の高まりのなか、行政、事業者、個人など様々な活動において環境に配慮した取組が求められています。

このような状況のなか、環境の保全に寄与しようという意識を持った市民の育成に努めることが必要です。

5 教職員の世代交代

いわゆる団塊の世代が定年退職し、本市の教職員は、この数年間は経験豊富な教職員の減少と若年世代の増加が同時に進行し、教職員の年齢構成が急激に変化しています。平成26年度教職員の平均年齢（管理職を除く）は、小学校で38.9歳、中学校で44.4歳となっておりますが、50歳以上の教職員が、小学校では22.0%、中学校においては48.0%となっており、今後10年間で中学校では半数近くの教職員が退職を迎え、大規模な世代交代が予想されます。

こうした時期にあって、これまで教育現場で先輩教職員が培ってきた指導技術や児童生徒に寄り添う*カウンセリングマインドを、次世代の教職員に継承し、発展・深化させることが必要です。

6 生涯学習社会の変化

人口減少社会の到来や社会構造の変化に伴い、核家族世帯が増加し、また、情報技術の発達により情報の取得が容易に行われるようになったことから、世代を超えた人生の知恵の継承、発展などに支障が出てきています。

こうした課題を解決するためには、市民一人ひとりがこれまで培ってきた経験を活かしながら、思いやりと寛容の心をもって人々との繋がりを持つことが大切です。

そして、誰もが生きがいのある充実した人生を築くことができる社会の実現を目指し、ライフステージに応じた生涯学習体制を整えることが重要です。

第3章 相生の教育の成果と課題

相生市の教育は、学校教育では、「明日を担うこころ豊かな人づくり」を基本方針として掲げ、子どもたちは、市の将来を担う「相生の宝」として、こころ豊かで、たくましく生き抜いていく相生っ子を育成するために、「生きる力を育む教育」と「心の教育の充実」に取り組んできました。また、生涯学習では「豊かな人間性を培う生涯学習」、「健康の増進と体力づくりを図る体育の振興」、「自己実現と共生をめざす人権教育」を基本方針に、健康でこころ豊かな生活を送ることのできる生涯学習社会の構築を目指してきたところです。その取組の成果と課題の主なものは、以下のとおりです。

第1 学校教育分野

1 幼児教育の充実

生活のなかで幼児一人ひとりの興味や関心に基づいた直接的・間接的な体験を通して、豊かな心情や物事に自ら取り組もうとする意欲、健全な生活を営むために必要な態度、基本的生活習慣など、「生きる力」の基礎の育成に努めました。

(1) 実践研究の推進

平成16年度から市内全ての市立幼稚園で3歳児保育が実施されたことを契機に、2か年にわたって実践研究を行いました。そのなかで、効果的な指導方法、教職員の園児へのかかわり方、家庭との連携のあり方、幼稚園と小学校の連携・協力体制などについて、十分な研究成果をあげることができました。併せて、教職員の実践的指導力の向上も図りました。

(2) 開かれた幼稚園づくり

※オープンスクール、園だよりなどを通して園児の生活について、積極的な情報発信に努めました。また、保護者や地域住民など、地域の教育力を導入するようにしてきました。さらに、※学校評議員からのアドバイスも受け入れるとともに、※学校評価を実施し公表も行いました。

(3) 幼児教育センターの開設

平成13年度から山手幼稚園に開設し、保護者などからの教育相談の対応や幼稚園の教職員を対象とした研修会や子育て支援のための家庭教育支援講座などを実施するとともに、幼児教育センターだよりを定期的に発行し、情報発信に努めました。

(4) 小学校との連携・交流

幼稚園と小学校の教職員が、互いの教育に対して理解を深めたり、園児と児童の交流活動を実施したりするなど、連携や交流の機会を教育課程に位置づけて取り組みました。

(5) 3歳児保育の実施

県下の公立幼稚園では最も早く3歳児保育を実施しました。

- 平成11年度 中央幼稚園
- 平成12年度 矢野川幼稚園
- 平成13年度 山手幼稚園
- 平成14年度 あおば幼稚園
- 平成16年度 相生幼稚園、平芝幼稚園

(6) *預かり保育の実施

市立幼稚園に通園する4・5歳児の希望者を対象に、保護者の子育てに対する不安やストレスの緩和、幼児の健やかな成長を図ることを目的に延長して教育活動を行っています。長期休業中や幼稚園の休業日などは実施していません。

(7) 市立幼稚園保育料無料化事業

市内に住所を有する園児を対象に、子育て支援を通じて子どもを育てやすい環境づくりを推進するため、保育料を無料としています。

入園料については、入園時に発生する費用負担として徴収しています。

このように、いち早く3歳児保育を取り入れ、幼児の豊かな心の育成、基本的生活習慣の形成、道徳性・規範意識の醸成などを柱として特色ある教育活動を行うなど、幼児教育の充実に努めてきたところです。また、異年齢による預かり保育を実施することにより、幼児期から社会性を養うことにつながっています。今後は、さらに豊かな人間性や生きる力の基礎を培うために、幼児教育の内容の充実は勿論、平成26年度に策定した一貫教育基本計画に基づき、保育所や小学校との連携を進めます。

2 確かな学力の定着

子どもたちの確かな学力の向上に向けて、子どもたちが自ら学ぶ力を身につけるために*新学習システムを導入して、効果的な学習形態や指導方法を研究し、評価の工夫・改善を行い、個に応じた指導の充実に努めました。

(1) ぐんぐん学力アップ事業

基礎基本の定着に向け、小中学校で「相生市教育フロンティア事業（平成14～16年度）」「わくわくチャレンジ学習事業」（平成17～20年度）、「わくわく学力アップ事業」（平成21～23年度）「ぐんぐん国語力アップ事業」（平成22～23年度）を継続し進めてきました。平成24年度からは、市独自で小学4・5年、中学2年を対象として民間の学力調査に継続的に取り組み、学力を正確に把握し、相生市学力向上プラン（平成24年度）を核に全学年を対象に今後の指導改善に努めています。

(2) イングリッシュ・チャレンジ事業

平成27年度より、幼稚園、小学校及び中学校において、外国語活動や授業などのなかで子どもたちが一貫して英語に慣れ親しみ、「聞く・話す」を中心としたコミュニケーション能力を高めていけるよう、外国人英語講師を配置し、教職員と連携しながら指導を進めています。

(3) 特別支援教育の推進

障害のある人と障害のない人が共に学ぶ教育システム構築を見据え、障害のある子ども一人一人の教育的ニーズに対応した^{*}個別の教育支援計画や^{*}個別の指導計画などの活用により、早期からの一貫した支援を推進しています。

また、平成26年度より市教委に特別支援教育アドバイザーを配置し、幼稚園、学校及び保育所からの要請訪問を通して、専門的立場からの指導法の改善や教育相談に関する助言を行うほか、様々な機会を通じて特別支援教育についての理解・啓発を図っています。

(4) 個別の課題などに対応するための補助員の配置

児童が早く小学校の環境に慣れ、学習に臨む基本的な態度を身につけるように、小学校1年生の学級（児童数10人以上）に、1名の低学年学習補助員を配置しました。

また、個別の課題を持った子どもたちへきめ細やかな支援を行うことを目的に、幼稚園に心身障害児支援補助員、小学校に^{*}特別支援教育支援員、小中学校に心身障害児介助員を配置しました。

(5) 情報教育の推進

平成21年度に学校の教育用コンピュータ、教職員用コンピュータ及び^{*}校内LANの整備を行い、児童生徒がインターネットを活用した調べ学習を行ったり、教育用ソフトを活用して、教職員がより分かりやすい授業を行ったりするなど、コンピュータ機器を効果的に使用した情報教育を推進しました。

(6) 幼・地域まるとつながりのなかでの一貫教育の推進

幼稚園教育から中学校までの12年間を見通した系統的・継続性のある教育により、児童生徒の健全育成や学力向上につなげるとともに、学校・家庭・地域のつながりを強め、連携した教育環境づくりを進めるために、平成27年度より各中学校区において、小中一貫教育を進めています。

(7) 各学校の取組

朝の読書など読書活動の取組や学習タイムによる漢字や計算などの反復練習や夏季休業中の10日間の補充学習の実施など、基礎学力の定着に努めました。

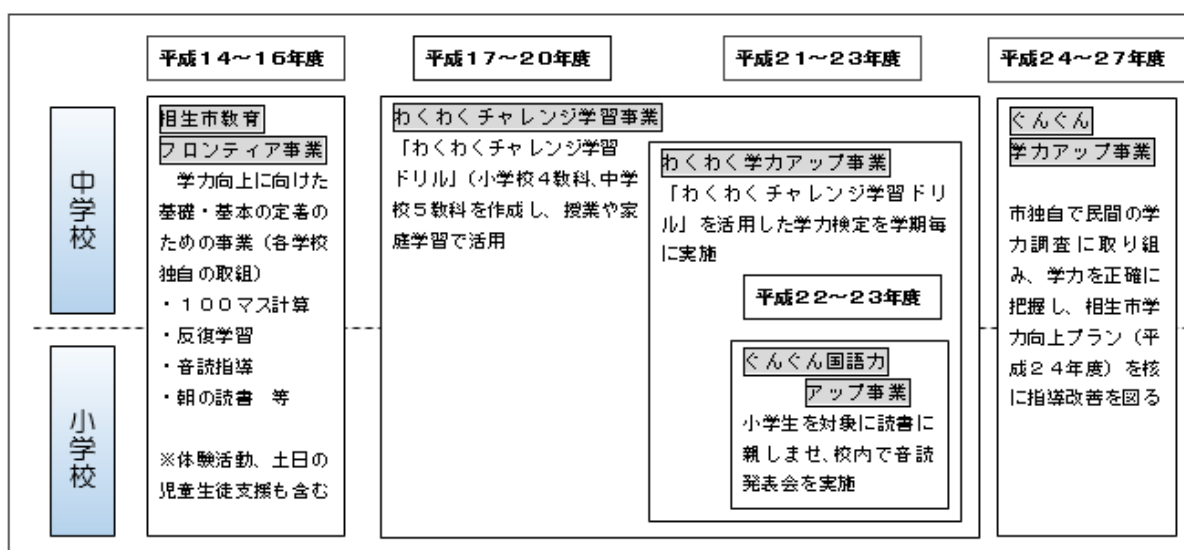
このように、確かな学力の定着のための取組を推進してきた結果、民間の学力調査、全国学力・学習状況調査（文部科学省）によると、相生の子どもたちの学力や意欲は概ね良好な状況にあると判断されます。これらの成果は幼稚園や小学

校において課題を明確にしつつ、指導改善を行いながら、学力定着に向けた補充を進めるなど、地道で着実な教育が基盤となり、さらに中学校での基礎・基本の学力の定着、活用力の向上を確実に進めたことにより、大幅な伸びにつながっていると考えられます。

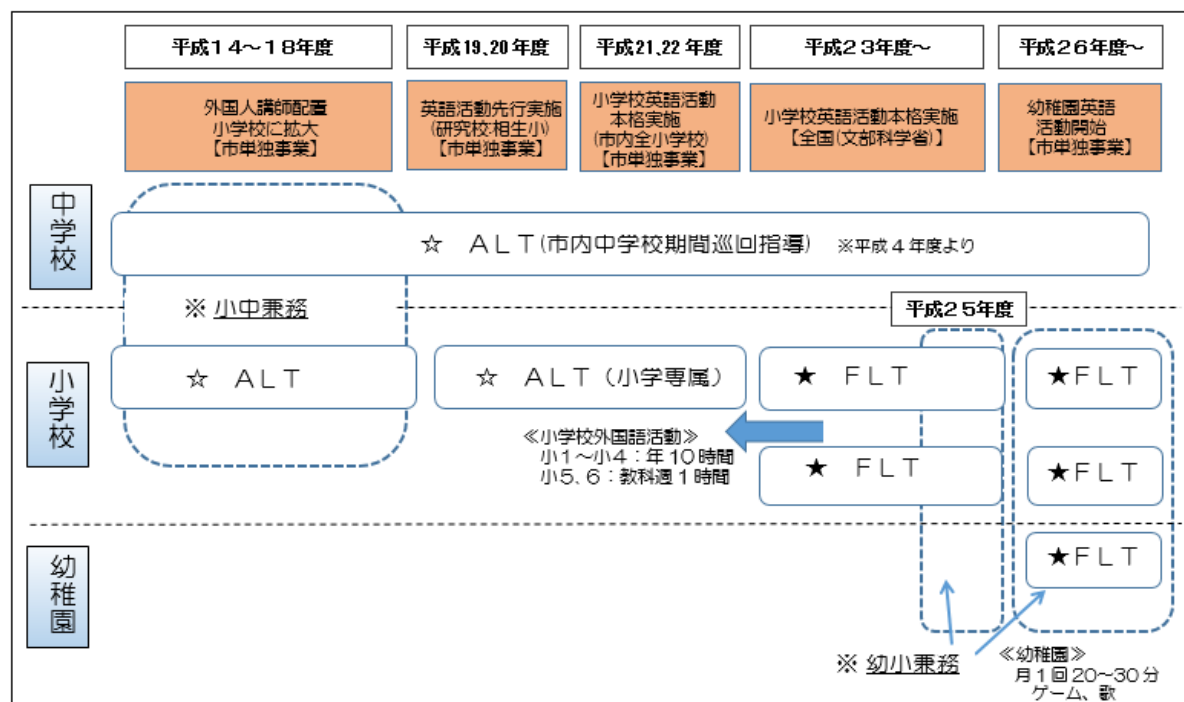
今後も、児童生徒の学習面でのつまずきを克服するための指導方法の工夫や個別の課題に対応する補助員などの確保をはじめとした※インクルーシブ教育やグローバル化に対応していくための英語教育の推進が求められています。

これまでの取組の経緯

(1) 学力向上方策の取組経緯



(2) 英語教育、外国語活動の取組経緯



☆ALT：JETプログラム（総務省、外務省、文部科学省連携）から派遣契約 ★FLT：民間派遣会社への委託

3 豊かな心の育成

平成9年に市内中学校で発生した痛ましい事件の教訓は、本市学校教育の基本方針として掲げている「明日を担うところ豊かな人づくり」推進の重要な指針となっています。命と人権を大切にすることを重んじ、人間的なふれあいに基づいた指導や教育相談体制の充実を図り、教育活動全体を通して、ともに生きる心を育てるなど、「心の教育」の充実に努めました。

(1) 心豊かな体験活動推進事業

命の尊さと生きることの大切さを子どもたちの心に浸透させることが重要であることから、郷土の先輩の生き様、考え方を直接学ぶ機会を与え、将来に大きな夢を持つ事業を行いました。また、生命に対する畏敬の念などの醸成のため、心肺蘇生法の技法を習得する取組を推進し、心の教育の充実を図りました。

(2) 体験活動の充実

小学生対象の「環境体験学習」や「自然学校」、中学生対象の「トライやる・ウィーク」などの体験活動に積極的に取り組んできました。また、各学校においても、農業体験や自然体験など家庭・地域と連携した多様な体験活動に取り組みました。

(3) 中学生ペーロン大会の実施

平成21年度から市内中学1年生全員が参加して、中学生によるペーロン大会を実施し、ふるさと相生を愛する心を育むように努めました。

(4) 相生っ子幸せカルタの作成と活用

平成21年度に幼稚園児と小学校低学年を対象として、正しい生活習慣や道徳性を育成するために「相生っ子幸せカルタ」を作成しました。保育の時間や授業時などに有効に活用して、正しい生活習慣などの育成に役立てました。

(5) 適応教室の開設

不登校児童生徒の学校復帰に向けた取組を組織的に行うため、平成15年度に相生市適応教室「コスモス教室」を開設しました。

職員2名を配置し、心のケアを中心に生活面と学習面の指導に当たるとともに、ボランティアの協力を得て、生け花教室や料理教室、野外活動などを行い、不登校児童生徒の自立と学校復帰への支援に努めました。

また、臨床心理士と連携して、学期に1回親の会を開催し、保護者の心のケアにも努めました。

(6) 臨床心理士などによる教育相談事業の充実

少年育成センターと適応教室において、カウンセリングの専門家である臨床心理士による面接相談を月2回実施するとともに、その他少年育成センター職員による面接及び電話相談を随時行いました。また、中核となる学校から他の学校にも訪問する*拠点校方式による*スクールカウンセラーを配置して、学校

現場での児童生徒や教職員のカウンセリングを行い、いじめや不登校の早期発見と早期対応に努めました。

さらに、平成25年度より、児童生徒の問題行動などにおいて、学校だけでは対応が困難な事例に対して、*スクールソーシャルワーカーを配置し対応を図るとともに、関係機関と調整・連携をしながら、子どもを取り巻く環境の改善を図り、学校の開かれた生徒指導体制づくりを推進しました。

(7) 各学校の取組

各学校において、生徒指導担当教員及び不登校担当教員並びにスクールカウンセラーを中心に情報交換や研修を行い、学校生活に馴染めない児童生徒や保護者の悩み、不安解消などに努めました。

また、児童生徒の心に響く道德教育を実践し、やさしく、思いやりの心など、豊かな心の育成に努めました。

このように、体験活動を重視しつつ、教育活動全体を通して、道德教育・人権教育を進めるとともに、専門機関、関係者と教職員が連携し、児童生徒・保護者に寄り添ったきめ細やかな指導を行ってきたことにより、深刻ないじめなど重大な問題も発生せず、問題行動件数も少ない状況につながっています。

今後も、*不登校対策をはじめとした丁寧な取組の継続が求められます。また、本来家庭や地域が持っていた教育力や子育て力が低下し、子どもたちの規範意識、道德心の低下などが指摘されていることから、小中一貫教育を通じて、家庭・地域と十分に連携した継続的な取組が必要です。

4 健やかでたくましい体づくり

児童生徒の体力・運動能力面では、体育の時間はもちろんのこと教育活動全般を通じて、体力・運動能力向上の取組を推進してきました。

(1) ぐんぐん体力アップ事業

これまで「ぐんぐん体力アップ事業」として、市内全小中学校で、「運動プログラム」に基づいた運動を実施するなど、児童生徒の体力・運動能力の向上を目指して、計画的・継続的に取り組んできました。

(2) 運動部活動の充実

運動部活動については、生徒や教職員の生活全体のバランスが失われないような適切な指導を行うとともに、活動時の安全を確保しています。併せて、専門的指導者がいない運動部に、「いきいき運動部支援員」などの外部指導者の派遣を受けるなど、運動部の活動が計画的、効果的に実施されるよう進めてきました。

このように、現在の本市の児童生徒の体力・運動能力の状況は、平成26年度「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」（文部科学省）によると、小学5年、中学2年とも、男子は全国平均をやや下回り、女子は全国を上回る結果が出ています。今後も全校をあげて計画的、継続的に体力づくりに取り組む必要があります。

5 学校給食の充実と食育の推進

学校給食を通じて、子どもたちの健康の増進、体位の向上とともに、望ましい食習慣の形成や好ましい人間関係の育成を図りました。また、家庭や地域に食育の取組を情報発信し、連携に努めました。

（１）幼稚園・小学校・中学校給食の実施、学校給食無料化事業

平成23年度より幼稚園給食を実施し、幼稚園から中学校まで安全で安心な給食を全員で食べることにより、栄養面でバランスの充実と、情緒面での安定を図っています。

また、平成23年度より、保護者の経済的負担を軽減し、子育てを支援することを目的に、市立幼稚園、小学校、中学校及び近隣の特別支援学校に在籍、在学している市内在住の児童生徒の給食費を無料にしています。

（２）学校給食における^{*}地産地消の推進

安全安心な学校給食の実施と食育の観点から、平成19年度より、本格的に地産地消による食材の活用を始めました。生産農家などと調整し、活用の目標値を設定して拡大に努めてきた結果、平成26年度には学校給食における地場産物の使用割合（生鮮野菜）は平成21年度28%が29.3%となり、活用品目も平成21年度17品目から平成26年度には31品目を学校給食で使用するようになりました。

また、「生産者の顔が見える食材」として、児童生徒がその生産の苦労を学ぶとともに、食への感謝の気持ちを育むように配慮しました。

（３）食育の推進

学校給食を通じて、望ましい食習慣の育成や栄養に関する正しい知識の習得に努めました。併せて食に関する自己管理能力や食生活・食文化に関する認識を高めました。また、食育推進事業として、夏季休業中に小学生の親子を対象に親子ふれあい料理教室や食育フェスティバルの開催など、望ましい食習慣の育成や自立心を育むように努めました。さらに、中学生を対象とした地産地消料理教室では、地元産の牡蠣を食材にして、調理能力の向上と郷土への愛着心を育みました。

このように、児童生徒が同じ給食を一緒に安心して食べられる環境を継続してきたことで、情緒面の安定が図られ、それが集中力の高まり、学力の向上にもつながっていると考えられます。また、食べ物や生産者への感謝の気持ちを育むことにもつながっています。

今後、学校給食における地産地消の推進については、生産農家などと調整を図りながら、目標値の達成を目指して取り組んでいく必要があります。

6 教職員の資質の向上

子どもたちにとって最大の教育環境は教職員であると言われており、教職員の資質の向上は、常に求められているものです。そこで、教育研究所を中心に、各学校園との共通理解と協力体制の確立を図りながら、授業づくりや子ども理解、特別支援教育などをテーマとした実践的指導力の向上を図る研修講座を実施し、優れた資質・能力を持った教職員の育成に努めました。

(1) 教育研究所の充実

平成16年度に教育研究所専任所長を配置し、事務所をこども学習センター内に設置しました。夏季休業中を中心に教職員の資質向上及び実践的指導力の向上のために、研修講座を開設し、多くの教職員が受講し、研鑽に励みました。教職員自らが課題意識を持って積極的に受講したことにより、授業などにおける指導力の向上に大いに役立ちました。

(2) 匠の技を伝える研修会

団塊の世代の教職員が定年退職し、若年世代の教職員が増加しているため、先輩教職員が培ってきた指導技術や児童生徒に寄り添うカウンセリングマインドなどを、次世代の教職員に確実に伝達し、継承していくことに努めました。

(3) 研究員による研究活動の推進

若手教職員を中心に、教育研究所の研究員に委嘱し、教科などの効果的な指導方法などについて、専門的な研究に取り組み、日々の教育実践に活かしていくよう努めました。

(4) 学校における研修活動の活性化

教職員の授業における実践的指導力を向上することが急務であるため、各小中学校での授業研究など、校内研修の活性化を図り、授業力のアップに努めました。

(5) ※OJTの推進

先輩からの日常的な指導を受けながら力を高めていけるよう「学校におけるOJT推進の手引き」（相生市教委作成）を活用しながら、次世代の教職員を育てていくことに努めました。

このように、教育研究所を中心とした研修講座の開催や学校における授業研究などにより、教職員の資質の向上及び実践的指導力の向上に努めてきました。

引き続き同僚性を重視しながら、これまで受け継がれてきた教育技術、生徒指導方法の伝承や授業力アップの取組は真摯に取り組んでいくことが不可欠です。また、系統性・継続性のある教育に向け、異校種間の教職員同士の学び合いも重要になります。

7 地域に開かれた特色ある学校づくり

近年、地域住民による学校教育への参画が急速に進んできました。教職員以外の*ゲストティーチャーによる専門的な知識・技能や体験などを活用して、児童生徒の学びを広げていく機会が増えてきました。また、学校支援ボランティアとして、学校の様々な教育活動の分野で協力を得ました。

学校園は、オープンスクールの開催や、学校だより、学校ホームページなどで、学校の教育方針や教育活動などの内容を公表することにより、保護者や地域住民の意見と支援が得られ、地域に開かれた特色ある学校づくりの推進を図りました。

(1) 創意ある学校園づくり推進事業

「みんなの学校」事業

各学校園における課題と改善方策を全教職員で出し合い、教職員のアイデアを活かしながら、学校毎に独自性を持ちつつ創意ある教育活動を、主体的に展開しています。

「総合的な学習」事業

地域の人材を活用した効果的な幅広い学習に取り組み、園児の情操教育の推進、児童・生徒の体験学習などを行っています。

(2) 学校園からの情報発信

学校園からの情報発信は、保護者や地域住民などの学校園理解の基盤であり、地域に信頼される開かれた学校園づくりに不可欠なものであることから、学校園だよりや学校園ホームページなどを通じて、積極的に情報発信を行いました。また、学校園を公開するオープンスクールなどでは、平成26年度、小学校で年間延べ5,479人、中学校で年間延べ2,125人もの保護者や地域住民の来校者がありました。

(3) 学校評議員の活用及び学校評価の実施

平成15年度から学校評議員制度を導入し、学校園運営や教育活動などに関する内容について意見を聞き、学校改善に活かしてきました。また、学校園の教育活動などの改善を図っていく学校評価については、全学校園で自己評価及び学校関係者評価ともに実施され、学校園だよりなどで公表を行いました。

(4) 学校支援ボランティアとの連携

平成26年4月末現在で、小中学校に学校支援ボランティアとして登録のある人は、延べ591人でした。その分野は、学習支援、英語活動支援、部活動支援、環境整備支援、登下校の安全支援など多岐にわたっての活動でした。

(5) 安全安心な学校づくり

児童生徒の安全確保の取組に地域をあげて推進していくため、子どもを守る110番事業として、「子どもを守るまちの駅」ののぼりや小旗を市内事業所や公共施設、民家などに設置し、子どもを地域で見守る運動を推進するとともに、全ての学校園に*県警ホットラインを設置しました。

さらに、全ての学校園にAED（自動体外式除細動器）を設置しました。

(6) 相生っ子見守りネット事業の実施

平成22年度に幼児・児童・生徒への緊急時の連絡網の整備と安全確保の拡充を図ることを目的に、*連絡メールシステムを導入しました。

このように、家庭・地域・学校が連携を密にしながら、地域に開かれた学校づくりが進展しており、学校園教育の理解者、協力者も徐々に増えています。今後はさらに、「幼小中・地域まるごと つながりのなかでの一貫教育」を柱に、家庭・地域・学校がそれぞれの役割を果たしつつ補完しあうことで、子どもの教育をより充実したものにすることが求められます。そのためにも、学校園はもちろん教育委員会からも、より積極的な情報発信に努め、保護者や地域住民への説明責任を果たし、地域社会から信頼される学校園づくりをさらに目指していく必要があります。

8 教育の機会均等の確保

能力があるにもかかわらず、経済的理由で就学が困難な児童生徒の教育の機会を確保するため、就学援助などの支援を行いました。

(1) 要保護・準要保護児童生徒就学援助事業

学校・民生委員・教育委員会の連携のもと、経済的な理由により就学が困難な要保護児童生徒などの把握に努め、学用品費などの一部を補助し、経済的な援助を行いました。

(2) 小中学校特別支援教育就学奨励事業

特別支援学級に就学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、その負担能力に応じて、学用品費などの一部補助を行いました。

(3) 相生市奨学金事業

相生市奨学基金を財源として、高等学校などに在籍する者のうち、能力があるにもかかわらず、経済的理由により就学が困難な者に対し、就学費、通学費、新入学支度金の経済的援助を行い、多様な教育機会の支援を行いました。なお、平成22年度より公立高校の授業料無償化及び高等学校等就学支援金の支給が実施されていますが、就学にかかる費用は大きく、当事業については従来どおりの基準により援助を行いました。

このように、雇用情勢など労働環境が非常に不安定な状況であることから、対象児童生徒の学校生活の状況及び家庭環境の的確な把握による適正な援助を実施してきました。また、特別支援学級に就学する児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、障害に応じた専門性の高い指導体制、施設・設備面の整備が不可欠となっています。

9 学校施設の整備・充実

児童生徒の安全を確保するため、学校施設耐震化計画に基づいた工事を施工しました。また、老朽化のため危険性及び緊急性の高い箇所の修繕を優先的に行いました。

(1) 学校施設の耐震補強の推進

本市には、現在小学校7校、中学校3校があり、これらの施設の大部分が昭和40年代から50年代前半に建築されたもので、老朽化が進んでいます。安全安心な教育環境の維持、向上を図るため、学校現場との連携を密にしながら、危険性及び緊急性などを判断して、計画的に修繕を行いました。

また、学校施設の耐震化については、*構造耐震指標(I s 値)が0.7未満の学校施設について、耐震性による優先順位を決めて、耐震補強工事を行い、平成27年度末に全ての小中学校で耐震化が完了する予定です。

(2) 小中学校適正配置計画の推進

本市においても急激な少子化により、学校の小規模化が進んでいます。そのような状況のなかで、平成19年4月に相生中学校と那波中学校の統廃合を実施しました。さらに、平成22年4月には相生市立小中学校適正配置計画の策定を行いました。この計画は、児童生徒に対する教育効果を第一義に考え、通学距離、通学時間、小中学校区の関連、地域の歴史的背景や学校と地域との結びつきなどを考慮した小中学校の統廃合計画であります。しかし、児童数・生徒数の動向、また地域の実情などを考慮し、計画を凍結しています。

このように、学校施設は、児童生徒の学習の場であり、1日の大半を過ごし、安全で安心して教育活動が行える場所でなければなりません。また、地震などの災害発生時には、地域住民の避難所としての役割を果たすなど、人命を守る重要な施設であることから、耐震性能の向上を早急に図る必要があるため、耐震補強を重点的に実施し、安全面の確保を図ってきました。

また、子どもたちの良好な教育環境の創出のため、今後はさらに教育施設、設備の改善に取り組む必要があります。

第2 生涯学習分野

1 *ライフステージに応じた学習の機会の提供

社会の成熟化に伴い、生涯学習の果たすべき役割がますます多様化するなか、実践に学び、その成果を社会に活かすことで、自らの学習意欲を常に持ち続けることが大切です。

それらを受け入れるため、ライフステージに応じた生涯学習機会の提供に努めました。

(1) 青少年育成事業

心豊かでたくましい青少年の育成を図るため、成人式の開催や*チャレンジパスポート事業、子ども会などへの青少年育成団体補助、さらに平成20年度からげんキッズイングリッシュキャンプ事業などを実施し、郷土への愛着や生きがいを育む青少年の育成に努めました。

(2) 成人教育事業

勤労者を含めた幅広い年齢層を対象に「公開講座」として金ケ崎学園大学講座に包括し開催しました。

(3) 高齢者教育事業

満60歳以上を対象とした金ケ崎学園大学を昭和57年に開校し、毎年5月から3月まで原則として月1回の割合で午前は教養講座、午後は専門講座（保健体育・園芸コース）を開催しました。本科生は2年間受講し、本科生を修了した人は聴講生として登録しています。

(4) 公民館等事業

いつでもどこでも学べ、生涯にわたり自らの学習意欲を高めることができるよう、市内5ヶ所の公民館及び若狭野多目的研修センター（以下「公民館等」という。）において、定期講座と随時講座を開設しています。

定期講座は公民館等で10から15程度の講座を、概ね月1回開催し、随時講座は公民館等で10から15程度の季節に応じた講座を実施しています。特に、夏季休業期間は子どもを対象とした事業を多数実施し、内容の充実に努めました。

このように、子どもから高齢者までライフステージに応じた事業を実施し、また、学習内容も本市独自のものを取り入れました。しかしながら、生涯学習として自ら学んだ経験を地域に還元できる人材の育成が十分に図れていないのが現状であります。今後は、様々な経験を積まれた方々が指導者になっていただけるよう、働きかけを行うなどの取り組む必要があります。

2 青少年の健全育成

青少年の健全な育成を図っていくために、家庭・地域・学校が連携を密にして、非行の防止や環境浄化活動などに取り組みました。

(1) 補導活動の充実

青少年の問題行動の未然防止に努めるとともに、早期発見・早期対応のため、少年育成センターの補導委員を中心に地域での補導活動の充実に努めました。

(2) 相談活動の充実

青少年や家族の悩みに対し、適切な助言と指導が行えるように、少年育成センターと適応教室において、臨床心理士による面接相談を月2回実施するとともに、少年育成センター職員による面接及び電話相談を随時行い、相談活動の充実に努めました。

(3) 環境浄化活動の推進

青少年の健全な育成に悪影響を及ぼす図書やビデオなどの有害な環境から青少年を守るために、補導委員・家庭・地域団体の協力を得て、環境浄化活動を推進しました。

(4) 地域ぐるみの健全育成活動の推進

中学校区青少年健全育成協議会の活動の充実に努め、地域ぐるみの健全育成活動を推進しました。

(5) 相生市民さわやかあいさつ運動

市民総ぐるみのあいさつ運動を推進することにより、青少年の健全育成や社会性を育むとともに、地域の青少年は地域で守り育てる意識の高揚を図りました。

このように、青少年の問題行動の未然防止に取り組んできた結果、本市では凶悪な非行犯罪は発生しておらず、問題行動も減少傾向にあります。今後も継続した見守りが求められます。また、青少年を取り巻く社会環境の急速な変化は、ますます青少年の健全な育成を阻害する要因と考えられるため、今後とも地域社会が一体となって健全育成に取り組む必要があります。

3 文化振興

市民の文化意識を高めるため、毎年10月から12月にかけて文化祭・美術展事業を開催するとともに、市民の文芸作品の発表の場として市民文芸作品集を発行しています。

また、市民の芸術文化活動の振興を図るため、芸術文化団体が行う活動を支援する芸術文化活動助成金事業を実施しました。

(1) 文化祭

毎年10月から12月にかけて、市民の文化振興の機会として、15分野の発表会・作品展などを開催しました。

なお、文化祭の実施にあたっては、相生市文化協会加盟団体からなる相生市文化祭運営委員会に事業委託し、自主性の確保に努めました。

(2) 美術展

毎年10月中旬、日本画、洋画など6部門からなる美術展を開催し、毎年約280点の作品を展示しています。

なお、美術展の実施にあたっては、6部門の専門委員からなる相生市美術展運営委員会に事業委託し、自主性の確保に努めました。

(3) 文化活動支援事業

文化団体の育成として、相生市文化協会や相生美術協会などが行う事業に補助金を支出するなど支援を行いました。

また、子どもの芸術活動を育成する場として、子どもスケッチ大会を市内2会場で開催し、子どもたちの感性を高めることに努めました。

さらに、文化芸術活動について、権威ある大会等において優秀な成績を収めたり、文化芸術振興に多大の貢献があった個人や団体に文化芸術顕彰を贈呈しました。

(4) 伝統文化事業

舞踊、邦楽、茶道などの伝統文化を幼少のころから体験する機会を設けることで、子どもたちに伝統文化に興味を持たせ、次代へと継承していくことに努めました。

(5) 文化会館事業

市民の文化活動を促し、市民の交流と文化の向上を図ることを目的に文化会館を整備しています。なお、市民と協働のまちづくりを行う観点から、今後の管理運営の方策や自主事業等について、企画委員会等において協議検討を行っています。

このように、文化芸術の振興を図る上で文化祭・美術展などの事業は、大変重要なものであり、そういうなかで、新たな人材の育成には時間を要しますが、引き続き出演者や出品者のすそ野の拡大が重要です。

また、市民の文化意識の向上を図るため、文化祭・美術展の内容などについて、改善・発展に努める必要があります。

4 放課後対策事業

放課後の子どもの安全で健やかな居場所づくりを確保するとともに、勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動の取り組みを充実するため「放課後児童保育事業」と「放課後子ども教室事業」を行い、さらに平成25年度から新たに「相生っ子学び塾事業」を開設しました。

(1) 放課後児童保育事業

保護者の就労や疾病などの理由により、放課後、保護者が家にいない児童を対象に、平成27年度より全学年を対象として、各小学校において実施しました。なお、夏季休業期間においても、平成27年度より各小学校において開設しています。

(2) 放課後子ども教室事業

子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進するため、地域の住民の参画を得て、小学校において開設を行い、平成26年度からは全小学校で開設しています。

(3) 相生っ子学び塾事業

子どもたちの基礎学力の定着と自学自習の姿勢を身につけてもらうことを目的に、平成25年度より、小学5、6年生を対象に放課後等において、国語・算数、英語の塾を開設しています。なお、平成27年度より新たに珠算塾を開設しました。

このように、放課後対策事業は、学校施設内で行っているため安全対策が図られており、地域住民の協力のもと、相生っ子学び塾事業など新たな居場所づくりを展開するなど充実してきています。

今後の事業展開によっては、学校施設のさらなる活用が必要となることから、学校関係者と協議を行う必要があります。

5 図書館事業

読書活動を推進するため、子どもから大人までライフステージに応じた各種講座を開設し、子ども図書館員やトライやる・ウィークなどの受け入れ、読み聞かせボランティア養成講座などのボランティアの育成事業など、家庭・地域・学校が連携して読書の推進ネットワークの構築に努めています。

(1) 市立図書館事業

平成20年度から民間のノウハウを取り入れ市民サービスの向上を図るため、窓口業務を中心に業務委託を行っています。開館時間の延長や祝日開館を行い、また、平成22年度から毎月末に実施している*館内整理日を平日に振替するなど、市民への利便性の向上に努めています。また、平成27年11月より、8市8町による図書館の相互利用開始に伴い、利用者の拡大につながりました。

(2) 子ども読書活動事業

国において*子どもの読書活動の推進に関する法律が制定されたことを契機に、子どもが自主的に本を手に取り、読書をするきっかけづくりを推進目標と

して、平成17年度に『第1次相生市子ども読書活動推進計画』、平成22年度より「第2次相生市子ども読書活動推進計画」を策定し取り組みました。そして、更に計画を推進するため、平成27年度を初年度とする「第3次相生市子ども読書活動推進計画」を策定しました。

(3) 読書活動推進事業

子どもから大人まで年代に応じた講座や読み聞かせボランティア養成講座など、ボランティアの育成に努め、家庭・地域・学校間におけるネットワーク化を図り、読書活動の推進を行いました。

このように、幼少時代から本に親しむ環境を構築するため、子ども読書活動推進計画に基づき、様々なボランティア団体による活動が行われています。

今後は、市立図書館を拠点として、各施設や団体などと連携を図り、様々な形で本との関わりを持たせることで、更に読書の輪を広めていく必要があります。

6 文化財の保存と活用

市域に点在する貴重な文化財を次の世代に継承するため、文化財案内板の設置や地区ごとに史跡案内図を設置しました。

(1) 文化財の保存

市内には、国指定文化財1件、県指定文化財4件、市指定文化財7件の文化財があり、指定文化財を中心に環境の整備を行い、保存に努めました。

(2) 文化財PR事業

市立歴史民俗資料館を拠点として、市内の文化財を紹介するとともに、特別展の開催や文化財を中心に歴史講座を開催するなど、文化財のPRに努めました。

また、郷土作家を紹介する郷土の偉人コーナーを歴史民俗資料館内に設置し、作者のゆかりのある作品等を展示しています。

このように、文化財の保存としては、郷土作家の展覧会や歴史民俗資料館での展示内容の入替えや新コーナーの設置など文化財の管理に取り組んでいますが、更に文化財をPRし、歴史民俗資料館と文化財をつなぐ事業の実施により市民の文化財に対する関心を高めていく必要があります。

7 スポーツ活動の推進

子どもから高齢者までが、それぞれのライフステージに応じて参加できる各種大会・行事やスポーツ教室などを開催し、スポーツの普及・振興に努めました。近年では、*レクリエーションスポーツへの高齢者の参加が盛んであり、一層の世代間交流の促進を目指して、新たにスポーツ玉入れ「アジャタ」を導入しました。また、スポーツを通じた地域活動拠点として小学校区ごとに設立されている「*スポーツクラブ21」への運営支援を行いました。

少子高齢化社会を迎え、高齢者の健康増進や青少年の健全な育成にむけたスポーツ環境づくりを進めるため、各種大会・行事の開催情報のPRなど啓発事業の充実やスポーツ団体との協力協働が一層必要となっています。

また、スポーツを通じた交流促進・コミュニティの活性化を図るため、地域に根差した活動機会の創出やリーダーの育成が課題となっています。

8 人権尊重の文化に満ちたまちづくりの推進

これまで本市では、長年にわたり自治会を中心とした市民人権学習（隣保学習）に取り組み、*同和問題の解消を始めとした*人権課題に関する教育・啓発の推進に努めました。

このように、人権尊重の文化に満ちたまちづくりの推進に取り組んだことで、市民人権学習の参加数・参加団体数の増加がみられるなど、差別撤廃への正しい知識の普及や人を大切にする人権感覚の醸成がなされてきました。

しかし、国際化、少子高齢化、高度な情報社会の到来など社会情勢の変化に伴い、差別事象の潜在化・悪質化の傾向や、さらに、現代社会の歪が社会的弱者への人権侵害として顕著に現れるなど新たな課題が生じてきています。また、学習会参加者が固定化するなどの課題も現れ、多様な学習の場の準備や広報活動の工夫などの必要性も出てきています。

9 *社会教育施設の整備・充実

（1）公民館等

市内の公民館等は、昭和48年に相生公民館が建設され、それ以外の施設も昭和56年から昭和58年にかけて順次建設されましたが、どの施設も老朽化してきています。

公民館は、地震などの災害発生時には地域住民の避難所としての役割を果たすことから、耐震診断の結果、相生公民館においては耐震性能の向上を早急に図る必要があります。

（2）市立図書館

市立図書館は、昭和56年に建設され、平成24年度に耐震補強工事を行いました。老朽化に伴い引続き維持補修が必要な状況です。

(3) 文化会館

相生市民会館の施設の老朽化に伴い、市民の文化芸術の拠点施設の整備として、平成26年度から平成27年度にかけて相生港埋立地において建設工事を行いました。

(4) スポーツ施設

スポーツ施設について、老朽化が進むなか、適切な維持管理を行い、有効活用を図ることができました。市民体育館においては、耐震化工事を終え、また、温水プールにおいては、民間活力を活かした*指定管理者制度により適切な管理運営を図り、平成27年度よりは西部市民プールも一括して指定管理者制度の下での管理運営を行うこととしました。

一方、中央市民プールについては、老朽化と利用者減少のため、平成26年度末をもって廃止とし、プール事業の効率化を図りました。

今後、更に施設の老朽化が進むことから、計画的な整備による機能の維持を図る必要があります。

このように、施設の整備・充実については、特に耐震補強工事を最優先に取り組んできましたが、どの施設も設置後相当の期間が経過していることから、大規模な修繕が必要となることが予想されます。また、多くの市民が利用する施設であり、特に避難所に指定されている施設については、耐震性能の向上を含めた早急な対策を講じる必要があります。

第4章 これからの相生の教育

1 基本目標

第3章で述べた「相生の教育の成果と課題」を踏まえて、本計画により目指す相生の教育の基本目標を次のとおりとします。

相生の子どもたちの将来に幸せを贈る教育の創造
～こころ豊かにたくましく生きる人づくり～

この目標は、目先のことにとらわれるのではなく、長期的な展望を踏まえ、相生の教育が目指すものを二つに分けてさし示すものです。そのひとつは子どもたちが将来社会に出た時に、一人ひとりが生き抜ける力、幸せになれる力をつけさせることを常に念頭に置きながら、活力ある教育環境のなかで夢や志を抱き、知・徳・体のバランスがとれた、こころ豊かにたくましく育つ子ども像・人間像を目指すものです。もうひとつは相生市の未来に希望と夢をつなぐ人づくりを目指すもので、生涯学習体制の整備と、健康で活気に満ちた豊かな生活が送れる社会の構築を目指すものです。

2 基本方針

上記の基本目標の実現に向け、以下の2点を基本的な方針とします。

【基本方針1】

生きる力を育み、いきいきと輝く相生っ子づくりの推進

相生の子どもたちは「あいおいの宝」と心に決めて、3千人の子どもたちが星のような、キラリと輝きのある個性を発揮できるように、さらにこころ豊かで、たくましく生き抜いていくために、しっかりした丈夫な「根っこ」を養う教育を推進します。具体的には次の9点の施策を掲げ取り組んでいきます。

- (1) 幼児教育の充実
- (2) 確かな学力の定着

- (3) 豊かな心の育成
- (4) 健やかでたくましい体づくり
- (5) 学校給食の充実と食育の推進
- (6) 教職員の資質の向上
- (7) 地域に開かれた特色ある学校づくり
- (8) 教育の機会均等の確保
- (9) 学校施設の整備・充実

【基本方針 2】

楽しい学びを通じ、豊かな人間力を育む生涯学習の推進

子どもから高齢者まで、生涯にわたる学習機会の充実を図り、学習者が地域リーダーとなる人材の育成を図っていきます。具体的には次の9点の施策を掲げ取り組んでいきます。

- (1) ライフステージに応じた学習の機会の提供
- (2) 青少年の健全育成
- (3) 文化振興
- (4) 放課後対策事業
- (5) 図書館事業
- (6) 文化財の保存と活用
- (7) スポーツ活動の推進
- (8) 人権を尊重するまちづくりの推進
- (9) 社会教育施設の整備・充実

3 基本方針に基づく施策ごとの取組

生きる力を育み、いきいきと輝く相生っ子づくりの推進

(1) 幼児教育の充実

【今後の方向と目標】

幼児期における教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであるので、子どもの発達や学びの連続性を踏まえて、幼児一人ひとりの特性に応じた教育の充実を図ります。また、幼児期における教育を推進する観点からも、幼稚園などが専門性を活かし、子育てに関する情報を提供したり、保護者からの子育てに対する相談に応じたりするなど、子育て支援を推進します。

【主な取組】

◎発達や学びの連続性を踏まえた教育の充実

幼児との信頼関係を基盤に、幼児理解を深め、幼児の特性や発達の課題の把握に努めます。また、一人ひとりが自分の持つよさを発揮しながら、可能性が広がるよう個に応じた指導の工夫・改善を図り、発達に必要な環境の構成に努めます。

◎小学校との連携・交流

幼児期の教育と小学校教育との円滑な接続を図るため、引き続き保育所や幼稚園と小学校との交流や、教職員の合同研修などを推進します。

◎預かり保育の実施

保護者からの要望でもある「預かり保育」を引き続き全ての市立幼稚園で実施します。

◎市立幼稚園保育料軽減事業

子育て世帯の経済的負担を軽減し、子どもを育てやすい環境づくりを推進するため、市立幼稚園の保育料を無料とします。

◎ふれあい英語活動

幼児期から英語に親しむ環境を充実させるため、外国人英語講師を配置し、小学校での英語教育へスムーズな接続を図ります。

【主な事業】

◇幼児教育センターの活用

◇市立幼稚園預かり保育事業

◇市立幼稚園保育料無料化事業

◇ワンピース・イングリッシュ・A I O I 事業

【目 標】

☆預かり保育の実施状況

0 % (H 2 1 年度)

→ 1 0 0 % (H 2 6 年度) → 1 0 0 % (H 3 2 年度)

(2) 確かな学力の定着**ア 学力向上方策の充実****【今後の方向と目標】**

子どもたちに確かな学力を身につけさせるためには、基礎的、基本的な知識・技能と、知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力などを、車の両輪としてバランスよく伸ばしていくとともに、全ての教育活動のなかで言語活動の充実に努め、特にコミュニケーション能力を高めます。

このため、平成24年度に作成した「相生市学力向上プラン」にもとづき、指導や補充的な学習といった個に応じたきめ細やかな指導を一層充実し、学力向上に取り組みます。

また、読書タイムや漢字、計算などの学習タイムは、基礎・基本の定着だけでなく、主体的に学習に取り組む姿勢が高まり、読書の習慣が身につくなど、人間形成の上で幅広い効果が期待できます。

さらに、「幼小中・地域まるごと つながりのなかでの一貫教育」(相生型小中一貫教育)を進めるにあたり、幼稚園から中学校までの12年間を見通した系統性・継続性のある教育に取り組むため、各教科の学習や教科外活動の系統性を整理し、学力向上につなげていきます。

【主な取組】**◎少人数指導などによるきめ細かな授業の充実**

新学習システムを推進し、その成果や課題について検証を行い、個に応じた教育を一層充実します。

◎小学校高学年での教科担任制の推進

専門性を活かした学習指導や中学校での学習への円滑な接続に効果が期待される教科担任制を進めます。

◎学習タイムなどの実施

読書習慣や学習習慣を身につけさせるとともに、反復練習による読み、書き、計算の力を高めるため、学習タイムなどの実施を進めます。

◎全国規模の民間学力調査などの実施

児童生徒の学力調査などの結果を分析し、課題を把握することにより授業改善に活かすとともにフォローアップのためのプリントなどを活用し、弱点克服に努めます。

- ◎小中一貫教育における小学５年～中学１年に焦点をあてた取組
専門性を活かした高学年での教科担任制の活用や相互乗り入れ授業を通じて、中学校での学習への円滑な接続を図り、基礎・基本の活用力、論理的思考力を伸ばしていきます。
- ◎「見通し・振り返り」学習や探究的活動（*アクティブ・ラーニング）を取り入れた授業の実施
- ◎学習習慣や知識・技能の定着
「家庭学習の手引き」や「家庭で身につけたい生活習慣」（相生市教育委員会作成）の活用により、自主的な学習習慣や基礎的・基本的な知識・技能の着実な定着を図ります。

【主な事業】

- ◇相生型小中一貫教育事業 ◇新学習システム推進事業
- ◇ぐんぐん学力アップ事業 ◇相生っ子幸せカルタ活用事業
- ◇*サイエンス・トライやる事業 ◇ふれあいものづくり事業
- ◇社会科副読本の作成（小学－わたしたちの相生、中学－身近な地域相生）
- ◇読書感想文・科学研究記録の発表会、冊子の作成

【目 標】

☆学校の授業が分かったと答えた児童生徒の割合

小学校 87.8%（H26年度）→ 90%以上（H32年度）

中学校 84.5%（H26年度）→ 85%以上（H32年度）

イ 読書活動の充実

【今後の方向と目標】

「第３次相生市子ども読書活動推進計画」を踏まえ、学校図書館の充実を図るとともに、市立図書館との連携を深めながら、子どもたちの読書活動を一層推進します。

【主な取組】

◎学校図書館の充実

*蔵書率の向上を図り、学校図書館が子どもたちにとって魅力ある場所となるように、読書環境を整えます。

◎読書活動の推進

学校における朝読書や読み聞かせの実施など、子どもたちの読書活動を推進し、読解力、表現力などの向上はもとより豊かな情操の育成に努めます。

◎市立図書館との連携

読み聞かせボランティアの育成や学校への図書の貸出しなど、市立図書館との連携を密にして、読書活動の充実を図ります。

【主な事業】

- ◇朝読書などの推進
- ◇学校図書館スタッフの配置（小中学校）
- ◇学校図書館蔵書のデータベース化による学校間連携事業
- ◇市立図書館との連携（夏休み子ども図書館員、子ども劇場、学校・学級貸し出し）

【目 標】

☆学校図書館の蔵書率

（小学校） 68 %（H22年度）

→ 98.0 %（H26年度） → 100 %以上（H32年度）

（中学校） 82 %（H22年度）

→ 100.7 %（H26年度） → 100 %以上（H32年度）

ウ 特別支援教育の充実

【今後の方向と目標】

幼児・児童生徒の障害の重度化・重複化・多様化への対応や特別支援学級のみならず、通常の学級に在籍する*LDや*ADHDなどを含めた特別な支援が必要な子どもたちの能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加するために必要な力を培うことが重要です。

このため、インクルーシブ教育システム構築を見据えた障害のある子ども一人ひとりの教育的ニーズに対応した「兵庫県特別支援教育第二次推進計画」に基づき、個別の教育支援計画や個別の指導計画などの活用による早期から一貫した支援、就学前から中学校までを通じて情報の共有・連携を図り、校内の支援体制を整備するとともに、共に学ぶことで豊かな人間性を育む交流学習に取り組みます。

【主な取組】

◎学校園全体で取り組む支援体制の整備

学校園全体で特別支援教育に取り組むため、校内の支援体制を整備するとともに、教職員に対して、専門的な研修を実施します。

◎総合的な教育支援体制の整備

障害のある幼児・児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な教育的支援を行うため、特別支援教育アドバイザーを中心に、幼稚園、小学校、中学校間の連携や申し送りの充実、個別の教育支援計画の有効な活用など、就学前から中学校卒業後まで、関係機関と連携し一貫した支援システムを構築します。

◎個別の課題などに対応するための補助員の配置

障害のある幼児・児童生徒に、よりきめ細やかな支援を行うため、必要に応じて、心身障害児介助員及び特別支援教育支援員などを引き続き配置します。

【主な事業】

- ◇一人ひとりの教育的ニーズの的確な把握
- ◇個別の指導計画の作成・活用
- ◇個別の教育支援計画の作成・活用
- ◇個別の課題に対応するための補助員の配置
- ◇特別支援教育アドバイザーの配置

【目 標】

☆個別の教育支援計画の作成状況

80%（H21年度）

→ 100%（H26年度） → 100%（H32年度）

エ 情報教育の充実

【今後の方向と目標】

高度情報通信ネットワーク社会が一層進展するなかで、子どもたちに情報社会を主体的に生きる情報活用能力や*情報モラルを育むとともに、確かな学力や学ぶ意欲の向上に資するため、教育の情報化は学校教育における不可欠な要素です。

このため、児童生徒の発達段階に応じて情報活用能力を育成するとともに、*ICTの活用による指導方法の工夫改善を図り、全ての教科などで幅広い視点でICTを有効に活用する取組を推進します。

【主な取組】

◎教職員のICT活用指導力の向上

全ての教職員が、ICTを活用した授業ができるようになることを目指します。

◎校務の情報化

教職員が、子どもたち一人ひとりに向き合う時間を確保する観点から、校務の情報化を進めます。併せて、教職員の個人情報適切に管理する意識の向上を図ります。

◎情報モラル教育の推進

子どもたちのスマートフォン・携帯電話での*SNS、メールやインターネットの利用が進むなか、学校・家庭・地域が連携した情報モラル教育を推進します。

【主な事業】

- ◇授業におけるＩＣＴの活用
- ◇情報モラルに関する授業実践
(ケータイ・スマホ教室) (小学高学年～中学生)

【目 標】

- ☆ＩＣＴを活用した授業ができる教職員の割合
→ １００％（Ｈ２６年度）→ １００％（Ｈ３２年度）

オ グローバル化に対応した教育の推進

【今後の方向と目標】

グローバル化が進行する社会において、子どもたちが、将来国際社会で活躍できるよう、語学力やコミュニケーション能力を育むことはもとより、主体性や創造性、チャレンジ精神、リーダーシップ、異文化に対する理解と日本人としてのアイデンティティを培うことが重要です。

このため、英語に親しむ環境の充実を図るため、これまでの英語教育を拡充し、幼稚園から中学校までの１２年間通じ、ひとつながり（ワンピース）となる体系的な取組を進めます。

【主な取組】

- ◎ワンピース・イングリッシュ・ＡＩＯＩ事業（幼稚園、小学校、中学校）
外国語活動や授業などのなかで子どもたちが一貫して英語に慣れ親しみ、「聞く・話す」を中心にコミュニケーション能力を高めていけるよう、英語教育の専門家の監修やアドバイスを受けながら、教職員が外国人講師と連携して進めます。
- ◎小学校における英語教育のための研修の実施
小学校高学年の英語教育の実施のため、小学校教職員を対象とした研修を実施します。
- ◎小学校への外国人英語指導助手の配置
小学校の英語教育の円滑な実施のために、外国人英語指導助手を引き続き全ての小学校に配置できるようにし、外国語を用いたコミュニケーション能力の素地を養います。
- ◎中学校への外国人英語指導助手の配置
中学校にも引き続き外国人英語指導助手を配置し、直接指導を受けることにより、生徒の英語の理解力、表現力などの向上を図ります。

【主な事業】

- ◇ワンピース・イングリッシュ・A I O I 事業（幼稚園、小学校、中学校）
- ◇小学校いきいき英語教育の推進
- ◇小学校教職員の英語教育研修の実施
（外国人英語指導助手などによる研修）
- ◇外国人英語指導助手招致事業

【目 標】

☆小学校教職員の英語教育研修の受講状況

30%（H21年度）

→ 38.3%（H26年度）→ 100%（H32年度）

（3）豊かな心の育成

ア 道徳教育の充実

【今後の方向と目標】

社会の変化に伴って、社会生活上のルールや基本的なモラルなどの倫理観の低下が指摘されるなか、子どもたちに基本的な生活習慣や規範意識を身につけさせるとともに、自尊感情や他人への思いやり、生命を尊重する心、公共の精神などを養うことが求められています。

このため、「道徳の時間」を要として、学校の教育活動全体を通じた道徳教育を家庭・地域との連携のもと推進するため、指導体制の充実や教職員の指導力向上、「兵庫版道徳教育副読本」などの活用を図るとともに、道徳の授業公開や副読本の家庭での活用を推進します。

【主な取組】

◎道徳の時間の充実

道徳の時間の充実のため、学校の全体計画の作成、年間指導計画を整備し、授業研究を充実していくとともに、学校・家庭・地域社会が一体となって子どもを育てるという気運を醸成するため、道徳の授業の公開を推進します。

◎「生命の尊重」と「規範意識」などに関する指導

学年間・校種間の接続や系統性を踏まえて指導します。

◎体験活動の充実

体験活動を道徳的実践の場と位置づけ、体験活動の一層の充実を図るとともに、体験活動と道徳の時間とを関連づけた指導を進めます。

【主な事業】

◇道徳の授業実践

◇体験活動の実践

【目 標】

☆道徳の授業の公開回数

各学校、学期に1回実施（オープンスクール時など）

小中学校100%（H26年度）→ 100%（H32年度）

イ 体験活動の充実

【今後の方向と目標】

子どもたちに道徳的な心情・判断力・実践意欲・態度といった道徳性を養うためには、家庭や地域との連携を図りながら、集団宿泊訓練やボランティア活動、自然体験活動などの豊かな体験を通して、児童生徒の内面に根ざした創意工夫ある指導を行うことが重要です。

このため、「※自然学校」や「※トライやる・ウィーク」などの体験活動において、集団活動や地域の大人たちとの交流、自然とのふれあいなどを通して、子どもたちに、規範意識、信頼感や自信などの自尊感情及び他者への思いやりや感動する心など豊かな人間性を育む取組を一層推進します。

また、体験活動での学びをその後の生活や学習に生かすため、事後指導にも重点をおきます。

さらに、子どもたちが生涯を見据えて、学ぶ意義や目的を見だし、充実した人生を送る基盤を形成することが重要です。このため、夢や目標を持ち、具体の計画を立て、それに向かって進んでいく力をはじめ、コミュニケーション能力や課題対応能力など、自立した社会人・職業人として将来に必要な能力の育成をめざす※キャリア形成の支援に、家庭や地域と連携しながら取り組んでいきます。

【主な取組】

◎環境学習の推進

自然体験活動などを通して、環境や生命を大切に思う心や価値観を育むとともに、環境の保全・再生に向けた行動を促す環境学習を積極的に推進します。

◎小学校：環境体験事業、自然学校

環境体験事業と自然学校との系統的、継続的な学びの充実を図り、学校や地域の実情、創意工夫を活かした弾力的な実施に取り組みます。

◎中学校：トライやる・ウィーク

生徒一人ひとりの社会的自立に向けた取組を充実させるとともに、※「トライやる」アクションの活性化を図り、人間関係づくりを基礎に、地域や社会の活動に積極的に参画する主体的な生徒の育成に努めます。併せてキャリア教育の視点から、子どもたち自身が学ぶことや働くこと、生きることの尊さを実感し、将来について考えられるように支援を行います。

◎農業体験などの実施

地域住民の理解と協力を得て、子どもたちが野菜づくりや海での体験活動などにより、栽培や収穫の苦労や喜びなどを実感できるようにします。

【主な事業】

◇環境体験事業

◇自然学校推進事業

◇トライやる・ウィーク推進事業

◇親と子の夏休み環境日記

◇環境施設見学

◇農業体験など

【目 標】

☆地域などでの体験活動やボランティア活動への参加促進

地域行事やボランティア活動などに参加する児童生徒を増やす

「今住んでいる地域の行事に参加していますか」（文部科学省全国学力・学習状況調査）で「当てはまる」と答える児童生徒の割合

小中学校平均 38.2%（H26年度）

→ 50%以上（H32年度）

ウ 伝統と文化に関する教育の推進

【今後の方向と目標】

これからの国際社会のなかで主体性をもって生きていくには、自己によって立つ基盤にしっかりと根を下ろしていることが重要です。

このため、我が国や郷土の伝統と文化に対する関心や理解を深め、それを尊重し、継承・発展させるとともに、それらを育んできた我が国を愛する態度を養う教育を推進します。

また、地域において子どもたちが伝統文化を体験・修得する取組を支援するなど、芸術文化活動を通して豊かな心を育む教育を推進します。

【主な取組】

◎地域での伝統文化体験

地域の伝統文化や伝統芸能などを継承・発展させるため、世代を超えた地域での交流行事などへ積極的に参加します。

◎中学生ペーロン大会の実施

中学生によるペーロン大会を実施することにより、ふるさと相生を愛する心を育みます。

◎相生っ子かがやき顕彰事業

市内の児童生徒の芸術文化活動の振興と向上を目指して、芸術文化活動で優秀な成績を修めた児童生徒を顕彰します。

【主な事業】

- ◇中学生ペーロン大会
- ◇地域行事などへの参加
- ◇伝統文化に関する授業実践
- ◇相生っ子かがやき顕彰事業

【目 標】

☆伝統文化に関する授業の実施（各学校、年間）

0回（H21年度）→ 小中学校 3. 6回（H26年度）
→ 3回以上実施（H32年度）

エ 自己実現と共生をめざす人権教育の充実

【今後の方向と目標】

格差・孤立化による育児放棄や少子化に伴う過干渉・過保護といった家庭の教育力の低下、さらに、地域の人間関係の希薄化などによる地域の教育力の低下など、社会は激しく変化しています。さらに、情報社会に翻弄されたり、いじめ、虐待、引きこもり、規範意識の低下など、様々な問題を抱える子どもも多く見られるようになっていきます。そのような状況のなか、人権教育の目標「人権の意義・内容の重要性についての理解、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるようになり、それが様々な場面や状況下での具体的な行動に現れるようにすること。」を達成することは容易なことではありません。

このため、県教育委員会が策定した「*人権教育基本方針」に基づき、子どもたち一人ひとりの人権が尊重され、可能性が最大限に発揮される人権尊重の文化のある学校園づくりを目指して取り組みます。

【主な取組】

◎相生市人権教育研究協議会と連携した推進体制の整備

全ての学校園において、同和問題と正しく出会い、差別解消に向けて主体的に取り組むための学習を核とした人権教育を推進します。

◎確かな人権感覚の育成と人権環境の整備

確かな人権感覚は、学級をはじめ学校生活全体のなかで仲間とつながる「集団づくり」のなかで育まれる部分が多く、自らの大切さや他の人の大切さが認められていることを児童生徒自身が実感できるような環境づくりを進めます。

◎地域・家庭への啓発

児童生徒の作文やつぶやきを編集した保護者対象の啓発資料「澄んだ瞳」の発行、くらしのなかの人権の問題をていねいに織り込むことにより、学習者が人権を大切にすることが豊かな生き方につながることを実感できることを目指す人権啓発紙「ひとみ」を発行し、子どもたちを取り巻く大人社会の人権環境の向上を図ります。

◎教職員の指導力の向上

「教職員は最大の教育環境である。」という共通理解のもと、とりわけ厳しい立場にある子どもと向き合うことを基本とし、子どもたちがそれぞれ自分を価値ある存在として実感し、安心して学べる実践を積み重ねていく指導力の向上を目指し、研究大会並びに人権教育研修を実施します。

【主な事業】

- ◇相生市人権教育推進校園指定事業
- ◇西播磨人権教育研究協議会・相生市教育委員会指定人権教育実践研究事業
- ◇相生市人権教育研究協議会学校園部会活動の充実
- ◇ケータイ・スマホ教室（小学校高学年～中学校）

オ 「心の専門家」の配置による子どもたちへの支援

【今後の方向と目標】

学校におけるいじめや不登校などが解消していないことから、子どもの悩みなどを積極的に受け止め、そのような状況に立ち至った子どもたちや家庭を支える体制を充実することが求められています。

このため、「心の専門家」であるスクールカウンセラーを学校に引き続き配置し、子どもや保護者の心の相談に当たるとともに、教職員に対する相談支援に当たります。また、不登校対策の施設として相生市適応教室「コスモス教室」において、学校や関係機関などと連携しながら、学校生活への適応支援や臨床心理士による保護者の教育相談の充実を図ります。さらに、学校において「心の教育」を推進するとともに、「相生市いじめ防止基本方針」（平成26年6月）に基づき、日頃から情報共有を図りいじめの未然防止、早期発見・早期解決を図るため、校内の生徒指導体制をより充実し、併せてインターネットや携帯電話によるいじめや誹謗中傷などについて家庭や地域と連携した取組を推進します。

【主な取組】

◎スクールカウンセラーなどの配置

小中学校にスクールカウンセラーを引き続き配置し、児童生徒の実態に応じたきめ細かな対応を図ります。また、スクールソーシャルワーカーを配置し、家庭と学校をつなぐきめ細かな対応を図ります。

◎臨床心理士の配置

相生市少年育成センター及び適応教室において、カウンセリングの専門家である臨床心理士による教育相談を引き続き実施し、児童生徒や保護者などに対応する総合的な相談体制を推進します。

◎学校における生徒指導体制の充実

いじめや不登校、問題行動などの早期発見・早期対応を可能とする校内の生徒指導体制をより充実し、児童生徒の内面理解に基づいた教職員の指導力の向上を図ります。また、学校園の連携及び申し送りの充実を図ります。

【主な事業】

- ◇「学校いじめ防止基本方針」による校内いじめ対策チームの設置をはじめ未然防止、早期発見・早期解決の取組
- ◇スクールカウンセラー配置事業
- ◇スクールソーシャルワーカー配置事業
- ◇適応教室事業
- ◇少年育成センターなどにおける教育相談事業

【目 標】

- ☆スクールソーシャルワーカーの配置
- 配置完了（H26年度）
- スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの有効活用（H32年度）

（４）健やかでたくましい体づくり

ア 体育・スポーツ活動の推進

【今後の方向と目標】

運動する子どもとそうでない子どもの二極化の傾向や子どもの体力低下が問題となっている状況を踏まえ、子どもたちの生涯にわたる健康の保持増進の基礎を培うため、積極的にスポーツに親しむ習慣や意欲、能力を育成することが求められています。

このため、全国体力・運動能力等調査の結果から子どもたちの体力と運動能力などの関係を分析・検証し、学校における体力向上の取組を推進します。また、運動部活動が心身の健やかな育成に果たす役割を踏まえ、生徒がそれぞれの興味関心に応じて、スポーツに親しみ、生涯を通じて継続的に運動ができる資質や能力を育成します。

【主な取組】

◎新ぐんぐん体力アップ事業の実施

全国体力・運動能力等調査を毎年度実施し、児童生徒の体力・運動能力の現状を把握しながら、「ひょうごキッズ元気アップ運動プログラム」（兵庫県教委）、市内各小学校における「できたよ週間」の取組、体力・運動能力の記録「体育のあゆみ」などを積極的に活用するなど、児童生徒の体力・運動

能力の向上を図ります。併せて、学校での調査結果を家庭へ知らせ、体力づくりなどへの関心を高め協力を得るようにします。

◎運動部活動の充実

運動部活動については、生徒や教職員の生活全体のバランスが失われないような適切な指導を行うとともに、活動時の安全を確保します。

併せて、専門的指導者がいない運動部に外部指導者を派遣するなど、運動部の活動が計画的、効果的に実施されるよう支援します。

◎相生っ子かがやき顕彰事業

市内の児童生徒のスポーツ活動の振興と向上を目指して、スポーツ活動で優秀な成績を修めた児童生徒を顕彰します。

【主な事業】

◇新ぐんぐん体力アップ事業

◇小学校泳力検定実施

◇ペーロン祭協賛球技大会（野球・バレーボール）

◇全国体力・運動能力、運動習慣等調査（文部科学省）の実施、結果分析・検証

◇相生っ子かがやき顕彰事業

【目 標】

☆体力・運動能力テスト〔小学5年・中学2年（文部科学省）〕の体力合計点が全国平均値を上回ることを目標とする。

	H 2 1 年度	H 2 6 年度	H 3 2 年度
小 5 男子	やや下位	やや下位	上位
小 5 女子	上位	上位	上位
中 2 男子	やや下位	やや下位	上位
中 2 女子	上位	上位	上位

※目標欄は全国平均値との比較

イ 健康教育の推進

【今後の方向と目標】

子どもたちの心身の調和的発達を図るため、運動を通して体力を養うとともに、子どもたちが抱える心身の健康問題に適切に対応し、生涯を通じて健康で安全な生活を送ることができる基礎を培うことが必要です。

このため、学校の教育活動全体を通して組織的に健康教育に取り組み、健康教育に関する教職員の資質の向上を図るとともに、保護者、学校医などの関係機関との連携を密にし、協力体制を整備します。

【主な取組】

◎児童生徒の健康管理の充実

多様化・深刻化している子どもの心身の健康課題を解決するため、研修を通して教職員の資質向上を図り、学校保健計画に基づいて校内の組織を整備し、保健教育と保健管理を充実します。また、児童生徒の心身の健康状態について、保護者や学校医などの関係機関と連携し、適切な保健管理・保健指導を行います。

◎食に関する指導の充実

子どもたちの発達段階に応じた食育の効果的な指導内容や教材の研究を進めるとともに、体験活動などを通して、子どもたちの心に働きかける指導の充実を図ります。

【主な事業】

- ◇学校医等委嘱事業 ◇児童生徒等健康管理委託事業
- ◇学校健康センター事業 ◇学校保健計画、食育指導計画の推進

【目 標】

☆食に関する指導の実施回数

各学年、学期に1回実施（保健体育科、家庭科、総合学習など）

→ 小中学校 100%（H26年度）

→ 小中学校 100%（H32年度）

（５）学校給食の充実と食育の推進

【今後の方向と目標】

「食」が子どもたちの心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼすことを認識し、家庭や地域と連携して食育の推進に取り組む必要があります。

このため、学校における食育については、児童生徒の望ましい食習慣の形成を図るため、「相生市食育推進計画」をもとに各種団体との連携を図りつつ、学校の教育活動全体を通じて組織的、計画的に取り組めます。また、地域ボランティアの協力を得ながら、農業体験などの体験活動に取り組み、学校・家庭・地域が連携して食育を推進するとともに、学校給食において地場産物を積極的に活用する地産地消をより一層推進します。さらに、学校給食従事者の研修を充実させ、必要な知識の習得と技術の向上に努め、安全安心な学校給食を推進します。

【主な取組】

◎学校給食の充実

学校給食は、子どもたちの健康の増進、体位の向上を図ることはもちろん

のこと、望ましい食習慣の形成や好ましい人間関係の育成を図ることなどの高い教育効果が期待できるため、栄養バランスの優れた献立の工夫など、さらなる充実に努めます。また、学校給食調理備品を活用し、より衛生管理の徹底を図り、安全安心な学校給食を実施します。さらに、学校給食運営事業の円滑な実施に向けての改善に努めます。

◎市立幼稚園給食の実施

学校における学校給食が、児童生徒の健全な心身の発達に大きな役割を果たしていることから、市立幼稚園における週3日の完全給食を実施します。

◎食育推進事業

小学生と保護者を対象とした「親子ふれあい料理教室」、「食育フェスティバル」や中学生を対象とした地元産の牡蠣や野菜を使用した「地産地消料理教室」などを実施し、望ましい食習慣や食の自己管理能力の育成を図ります。

◎学校給食における地産地消の推進

学校給食を食育の「生きた教材」として活用するため、学校給食における地産地消を推進するほか、教科などの指導にも活かせる献立づくりを支援するなど、学校給食の充実に努めます。

◎食育の取組などの情報発信

学校における食育の取組や学校給食における地産地消の取組などを、家庭や地域に対し積極的に情報発信を行うとともに、生産者などの地域人材を活用するなど、家庭・地域・学校が連携しながら子どもたちの食育に取り組めます。

◎*わくわくふれあい給食、ふれあい給食の実施

講師、ボランティアとして学校活動に協力いただいている方々や地域の方々に給食を提供し、学校給食への理解を深め、学校と地域のつながりを強め、さらに連携した教育環境づくりを進めます。

【主な事業】

- | | |
|------------|----------------------|
| ◇学校給食運営事業 | ◇食育推進事業 |
| ◇地産地消料理教室 | ◇学校給食における地場産物の活用 |
| ◇給食だよりの発行 | ◇食物アレルギーなどへの対応 |
| ◇市立幼稚園給食事業 | ◇わくわくふれあい給食、ふれあい給食事業 |

【目 標】

☆学校給食における地場産物の使用割合（生鮮野菜）

28%（H21年度）

→ 29.4%（H26年度） → 35%（H32年度）

(6) 教職員の資質の向上

ア 教職員の資質と実践的指導力の向上

【今後の方向と目標】

子どもたちに質の高い教育を提供するとともに、様々な教育課題に適切に対応するため、教職員の資質と実践的指導力の向上が求められています。

このため、教職員の経験に応じた研修体系を構築し、教職員一人ひとりの資質能力の向上を支援することが必要です。初任者研修や経験者研修、指導的役割を担う教職員研修など経験年数に応じた研修及び管理職研修並びに各種研修講座など県教育委員会等主催の研修の積極的な受講を進めます。併せて、本市教育研究所において、より実践的な研修講座を開設し、日々の授業における指導力の向上に努めます。

【主な取組】

◎教職員の意識改革

学校においては、校長のリーダーシップのもと、明確なビジョンに基づく学校運営を推進していきます。また、「教えるプロ」としての教職員の一層の意識改革を図るため、教職員の研修はもとより、適正な「*教職員人事評価・育成システム」や「*学校組織マネジメント」の運用など、学校が組織として揺るぎない信頼を堅持するための取組を推進します。

◎教育研究所の充実

教職員の資質と実践的指導力の向上のために、教職員の経験に応じた各種研修講座のより一層の充実を図っていきます。特に初任者研修の一層の充実を図り、新任教職員の資質向上に努めます。さらに、若手教職員を中心とした研究員制度により、教科などの効果的な指導方法などについて、じっくりと研究に取り組み、日々の授業実践に活かせるように支援を行っていきます。

◎指導技術の伝承

○J T (On the Job Training) 研修の推進

若年世代の教職員が増加しているため、先輩教職員が培ってきた指導技術などを確実に伝達し、継承していくため、日々の教育活動や保護者・地域との関わりのなかでの研修の深化を図ります。

◎学校における研修活動の活性化

教育効果が一層上がるように、積極的な授業の公開、教職員相互の研究、I C Tの活用などを行い、子どもたちが授業に興味関心を持って集中力を保ちながら学べるよう、絶えず指導内容や指導方法の工夫・改善に努めます。

◎情報管理の徹底

I C T化推進にあたっては、セキュリティ対策を行うとともに、個人情報の保護に関する体制を確立し、適正な情報管理を徹底します。

【主な事業】

- ◇教育研究所による研修講座などの実施
- ◇O J T研修の推進
- ◇研究員による研究活動 ◇校内授業研究
- ◇イングリッシュ・リーダーズ・トレーニング
- ◇教職員のキャリアステージに応じた職務研修と専門性の向上を図る一般研修への参加
- ◇兵庫県教委派遣スーパーティーチャーの活用

【目 標】

☆校内研修の充実

校内研修に効果があったと思う教職員の割合

→ 小学校 93.5%、中学校 98.0% (H26年度)

→ 90%以上 (H32年度)

☆相生市教育研究所が実施する研修講座、研究部会の参加延べ人数

320人 (H21年度) → 380人 (H26年度)

→ 500人 (H32年度)

イ 教職員の^{*}メンタルヘルスの保持・増進

【今後の方向と目標】

学校をめぐる様々な教育課題への対応が求められるなか、ストレスなどにより心身に変調を来す教職員がいる状況を踏まえ、教職員がその能力を発揮できるよう、メンタルヘルスの保持・増進のための対策が求められています。

このため、学校経営において教職員の心身の健康管理に配慮し、教職員の精神性疾患を未然に防止するとともに、そうした状況に立ち至った教職員に対しては職場復帰のサポートに努めます。

【主な取組】

◎明るく元気な職場づくり、働きやすい職場環境づくり

「教職員の勤務時間適正化新対策プラン」(兵庫県教委)に基づき、教職員が心身ともに健康で、子どもと向き合う時間をできるだけ多く確保し、心の通い合う学校づくりを推進し、全ての教職員が、「やりがい」と「喜び」が感じられるような明るく元気な職場づくりを支援します。

◎教職員のメンタルヘルス支援事業の活用

県教育委員会の同事業を活用して、教職員の心の健康の重要性を啓発して、不調の「気づき」を促し、早期発見・早期対応及び早期復帰・再発防止に向けた支援を行います。

【主な事業】

- ◇教職員のメンタルヘルス支援事業
- ◇職場復帰トレーニング事業
- ◇ハラスメントのない職場環境づくり
- ◇ストレスチェックの実施

（７）地域に開かれた特色ある学校づくり

ア 開かれた学校づくりの推進

【今後の方向と目標】

地域に開かれた信頼される学校園を実現するため、保護者や地域住民の意見や要望を的確に反映させ、家庭や地域社会と連携協力することが、近年一層求められています。

このため、学校関係者評価の実施など学校評価において保護者や地域住民などの意向を踏まえるとともに、評価結果の公表をはじめ、教育活動その他の学校園運営の状況に関する情報の積極的な提供に努めます。こうした取組を通して、保護者や地域住民の意向を把握し、学校園経営に反映させたり、保護者や地域住民の参画を得た教育活動を展開するなど、「開かれた学校づくり」を一層推進します。

【主な取組】

◎学校評議員の活用及び学校評価の実施・公表

学校評議員の意見を学校園運営に積極的に取り入れ、有益な意見が得られる関係づくりを推進します。また、学校評価を実施し、改善に活かすとともに、結果を公表していきます。

◎積極的な情報発信

学校園の取組を直接公開するオープンスクールを引き続き実施します。また、学校園ホームページや学校園だよりを通して、広く保護者や地域住民に学校運営や教育活動の状況について、積極的な情報提供を行います。

◎特色ある学校づくり（創意ある学校園づくり推進事業：「みんなの学校」事業、総合的な学習事業）

全教職員が知恵を絞り、一体となって、地域の特色を生かしながら自主的な学校園独自の教育活動を展開します。そのなかで、教育内容や指導方法の工夫改善を図り、児童生徒の健全育成・学力の向上、教職員の資質向上、学校・家庭・地域間の「つながり」の強化を図りながら、特色ある取組を進めます。また、総合的な学習の時間などに各校区の自然、歴史、文化、人材などの地域資源を活用した学習に取り組めます。

【主な事業】

- ◇創意ある学校園づくり推進事業
- ◇オープンスクールの実施
- ◇わくわくふれあい給食、ふれあい給食の実施
- ◇学校園だより、学校園ホームページ
- ◇学校評議員、学校支援ボランティアとの連携
- ◇学校評価の実施及び公表
- ◇相生っ子見守りネット事業
- ◇社会科副読本の活用

【目 標】

☆学校園ホームページの更新回数

→ 月1回以上

小中学校 目標を50%達成（H26年度）→ 100%（H32年度）

イ 地域による学校支援の推進

【今後の方向と目標】

学校が様々な教育課題に適切に対応し、充実した教育活動を展開するうえで、学校と地域との連携体制を構築し、地域による学校支援の取組を推進することが求められています。

このため、保護者や地域住民、高齢者、関係団体などが子どもたちの成長にかかわる当事者としての自覚と責任を共有するとの認識のもと、学校運営や教育活動に積極的に協力し、参画する環境づくりが期待されています。

【主な取組】

◎環境体験事業への支援

全小学校において、環境体験事業を実施するため、田畑や海岸などのフィールドや地域人材を確保するなどの地域による支援体制を確立します。

◎地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」への支援

トライやる・ウィーク評価検証委員会の提言を踏まえ、「トライやる」アクションの活性化を図るなど、生徒一人ひとりの社会的自立に向けた取組の一層の充実を図ります。

【主な事業】

- ◇ふれあいものづくり事業（県立相生産業高等学校との連携）
- ◇三世代交流事業
- ◇学校行事などへの支援

ウ 学校安全及び防災教育の推進

【今後の方向と目標】

子どもたちが安全な環境のなかで、安心して学校生活がおくれるよう、学校・家庭・地域が連携した取組が求められています。

このため、学校や通学路などにおいて、子どもたちが安全に過ごせるよう、学校と*通学路安全対策アドバイザー、地域の安全支援ボランティアなどとの連携により、地域ぐるみで子どもの安全を守る取組を推進します。

また、阪神・淡路大震災や東日本大震災の教訓を子どもたちに確実に語り継いでいきながら、地震や風水害などの自然災害から自らの生命を守るのに必要な能力や態度を身につけさせることが必要です。併せて、地域と学校が連携した防災訓練などを実施することにより、一人ひとりが安全で安心なまちづくりに参画する気運を醸成します。

【主な取組】

◎学校や通学路の安全確保

学校や通学路などにおける安全確保を図るため、通学路安全対策推進協議会を開催するほか、通学路安全対策アドバイザーや安全支援ボランティアなどの協力を得て、地域全体で児童生徒の安全を見守る体制を一層整備します。

◎安全教育の推進

児童生徒が危険を予測し、常に的確な判断のもとに安全に行動できるよう、万一の事態が発生したときの対処方法など、発達段階に応じた安全教育を推進します。

◎危機管理体制の充実

教職員の危機対応に関する知識・技能の向上を図るとともに、校長のリーダーシップのもと、学校の危機管理体制をより充実させます。

◎防災訓練の実施

全ての学校園において、災害対策マニュアルを活用した防災訓練を実施し、校内防災体制を構築するとともに、地域が実施する防災訓練などに児童生徒を参加させるなど、学校と地域が一体となった取組を推進します。

【主な事業】

◇通学路安全対策推進協議会の開催、安全対策の実施

◇通学路安全対策アドバイザーによる巡回指導

◇地域安全マップの更新 ◇安全教育の推進

◇子どもを守る110番事業 ◇防災訓練の実施（防災給食の実施）

◇各小学校区における災害図上訓練の実施

【目 標】

☆防災訓練や安全講習会の実施回数

→ 学期に1回実施

小中学校 目標を100%達成（H26年度）→ 100%（H32年度）

（８）教育の機会均等の確保

【今後の方向と目標】

経済的理由によって就学が困難と認められる児童生徒の教育の機会を確保するため、就学に必要な経費の支援を引き続き行います。

また、学生の通学に必要な経費への補助など、就学に係る経済的負担の軽減を図る事業を実施します。

これらの支援については、国が実施する「子どもの学習費調査」などを参考にし、支援の内容の検討を行います。

【主な取組】

◎要保護・準要保護児童生徒就学援助事業

生活保護世帯又は生活保護に準じた支援が必要な保護者に対し、その児童生徒にかかる学用品費などの費用の援助を引き続き行います。

◎学校特別支援教育就学奨励事業

特別支援学級に就学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、その負担能力に応じ学用品費などの援助を引き続き行います。

◎相生市奨学金事業

修学の意欲と能力があるにもかかわらず、経済的な理由で就学が困難な者に対し、学校教育法第1条に規定する高等学校又は高等専門学校で教育を受ける機会を与えるため、学資の援助を引き続き行います。

◎通学費補助金交付事業

市立の学校に在籍する児童生徒であって、交通機関又は自転車により通学する者に対してその経費の全額又は一部を補助金として交付します。

◎市立幼稚園入園料・保育料の減免

幼児の属する世帯の所得の状況により、入園料・保育料を減免します。

【主な事業】

◇要保護・準要保護児童生徒就学援助事業

◇学校特別支援教育就学奨励事業

◇相生市奨学金事業

◇通学費補助金交付事業

◇市立幼稚園入園料・保育料の減免

(9) 学校施設の整備・充実

ア 学校施設の耐震補強などの推進

【今後の方向と目標】

学校施設は、幼児・児童生徒が一日の大半を過ごす活動の場であり、非常災害時には地域住民の避難所としての役割も果たすことから、その安全性は極めて重要です。建物の耐震補強工事については、大規模地震においても安全性が確保できる I s 値 0.7 未満の建物について耐震補強工事を完了させます。今後は、良好な教育環境の維持向上を図ります。

【主な取組】

◎維持修繕の実施

安全安心で良好な教育環境の維持、向上を図るための維持修繕を引き続き行うとともに、耐用年数を勘案して、大規模改修についての検討を行います。

【主な事業】

- ◇学校の校舎の耐震補強工事
- ◇学校校舎の教育環境整備工事

【目 標】

☆耐震化率

→ 92.3% (H26年度) → 100% (H32年度)

イ 学校の適正規模・適正配置の推進

【今後の方向と目標】

児童生徒数の減少により、学校の小規模化が進むなかで、適切な規模の児童生徒集団を確保する必要があります。相生市立学校適正配置計画と今後の児童生徒数などを考慮し、学校・家庭・地域との連携強化を通じて、良好な教育環境を創出します。

【主な取組】

◎学校の適正配置の検証

【主な事業】

- ◇学校の適正配置

【目 標】

☆相生市立学校適正配置計画を基本とし、各年度の児童生徒数を踏まえ、学校の適正配置について検証する。

3 基本方針に基づく施策ごとの取り組み

楽しい学びを通じ、豊かな人間力を育む生涯学習の推進

(1) ライフステージに応じた学習の機会の提供

【今後の方向と目標】

青少年から高齢者まで、それぞれのライフステージにおける学習機会を適切な場所で接することができるよう生涯学習体制の充実を図ります。

特に、公民館をはじめとする社会教育施設は、地域における学習の拠点、人づくり・まちづくりの拠点として機能の向上を図ります。

【主な取組】**◎青少年の豊かな心を育む機会を創造します**

心豊かでたくましい青少年を育成するため、家庭・地域・学校が連携して教育力を高めていくことが大切であり、青少年が社会の一員として役割と責任を自覚し、心身ともに成長できるような事業に取り組みます。また、小学生においては、国際社会で活躍できるよう、英語体験活動の充実を図ります。

◎高齢者教育事業の充実

金ケ崎学園大学で学んだ成果を地域に還元できる人材を育成するなど、学園生が中心となり、市民を元気にする施策の展開を図ります。

また、高齢化の進展により受講生の増加が見込まれるため、募集方法や受講方法などについて検討します。

◎公民館等事業の充実

地域における学習の拠点として、子どもから高齢者まで幅広く学ぶ機会を提供するとともに、人づくり・まちづくりの拠点として積極的に情報提供を行います。さらに、公民館等が社会教育施設としてだけでなく、地域コミュニティの拠点施設となるようその活用を図ります。

【主な事業】

◇げんキッズ事業

◇青少年育成団体補助事業

◇チャレンジパスポート事業

◇金ケ崎学園大学の実施

◇公民館等主催講座の実施

【目 標】

☆チャレンジパスポート参加者数

170人（H21年度） →

265人（H26年度） → 265人（H32年度）

☆金ヶ崎学園大学参加者数

6,466人（H21年度） →

7,046人（H26年度） → 7,000人（H32年度）

☆公民館利用者数

73,000人（H21年度） →

66,323人（H26年度） → 75,000人（H32年度）

（２）青少年の健全育成

【今後の方向と目標】

家庭や地域の教育力の低下とともに、インターネット、SNSなどやスマートフォン・携帯電話の普及など情報化の進展や深夜営業施設の増加などによる社会環境の変化は、青少年の健全な育成を阻害する要因と考えられます。

このため、家庭・地域・学校の連携を一層深め、地域社会が一体となって、青少年の健全育成に努める必要があります。

【主な取組】

◎補導育成活動の充実

少年育成センターの補導委員を中心に地域での補導育成活動の充実に努め、青少年の問題行動を未然に防止します。

◎安全確保活動の充実

不審者などから子どもを守るために、青色パトロール車などによる巡回補導活動の実施や関係機関との連携を強化した不審者情報の迅速な発信などの取組を推進します。

◎相談活動の充実

青少年や家族の悩みに対し、臨床心理士、スクールソーシャルワーカー及び少年育成センター職員による教育相談の充実に努めます。

◎環境浄化活動の推進

青少年の健全な育成に悪影響を及ぼす図書やインターネット情報などの有害な環境から青少年を守るため、補導委員・家庭・地域団体の協力を得て、有害環境の浄化を推進します。

◎地域ぐるみの健全育成活動の推進

中学校区青少年健全育成協議会の活動の活性化を図り、地域ぐるみの健全育成活動を推進します。

◎相生市民さわやかあいさつ運動

あいさつ運動を継続し、地域の連帯感の醸成によるコミュニティ形成を図り、地域ぐるみの青少年健全育成をさらに推進していきます。

【主な事業】

- ◇青少年健全育成活動事業
- ◇子どもを守る１１０番事業
- ◇相生っ子見守りネット事業
- ◇補導委員活動事業
- ◇少年育成センターなどにおける教育相談事業
- ◇相生市青少年健全育成市民大会
- ◇相生市民さわやかあいさつ運動

【目 標】

☆青少年の補導人数

２９５人（Ｈ２１年度）

→ １４４人（Ｈ２６年度）→ １８０人（Ｈ３２年度）

（３）文化振興

【今後の方向と目標】

市民が心にゆとりを持ち、生きる喜びや楽しい人生を送ることができるよう、文化芸術活動への参加や郷土の伝統文化に親しむ機会の拡充を図ります。また、新たな文化芸術の情報の発信や活動の拠点として、文化会館において、自主事業の開催や文化芸術活動のサポートを行います。

【主な取組】

◎文化振興事業

市民の文化芸術に接する機会の拡充を図るため、文化祭や美術展をはじめ、文化会館において自主事業を開催するなど、市民の文化振興を図ります。また、市民への文化芸術に関する情報提供を図ります。

◎文化団体の育成補助

市民の文化振興を推進するためには、文化団体の育成が必要不可欠であるため、育成制度を充実します。

◎伝統文化事業

公民館等地域の身近な施設を活用し、芸術や文化に親しむ機会を拡充します。

なお、若い世代から伝統文化に親しむ機会をつくることで、その継承を図ります。

【主な事業】

- | | |
|-------------|-----------|
| ◇美術展・文化祭の開催 | ◇芸術文化活動補助 |
| ◇文化団体の育成補助 | ◇伝統文化振興事業 |
| ◇文化会館自主事業 | |

【目 標】

☆美術展出品数

254点（H21年度） →

277点（H26年度） → 280点（H32年度）

☆文化協会各団体への加入者数

1,100人（H21年度） →

921人（H26年度） → 1,100人（H32年度）

（４）放課後対策事業

【今後の方向と目標】

放課後児童保育事業及び放課後子ども教室事業並びに相生っ子学び塾事業は、放課後の学校施設内を前提に事業を行い、安全で安心して子どもを守り育てる環境を構築します。なお、入所施設が狭小のところもあり、入所希望者数も増加していることから、入所状況に適切に対応する必要があります。

【主な取組】

◎放課後児童保育事業

放課後児童保育事業の需要が高いことから、設備及び運営に関する基準に基づき、安全で安心して子どもを預かることができるよう取り組みます。

◎放課後子ども教室事業

放課後子ども教室事業は、ひょうご放課後子どもプラン事業として放課後児童保育事業と補完連携して実施します。

◎相生っ子学び塾事業

地域住民の協力のもと基礎学力の定着と自学自習の姿勢を身につけてもらうため、現代版寺子屋として、放課後等に学び塾の実施についてさらに充実を図ります。

【主な事業】

- ◇放課後児童保育事業
- ◇放課後子ども教室事業
- ◇相生っ子学び塾事業

【目 標】

☆放課後子ども教室開設数

4校（H21年度） →

全校（H26年度） → 全校（H32年度）

（５）図書館事業

【今後の方向と目標】

市立図書館が市民にとって利用しやすい施設となるよう利便性の向上を図るとともに、読み聞かせボランティアの養成などを積極的に行い、読書活動の充実に取り組みます。

また、「第3次相生市子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもが読書に親しむ機会の提供や市立図書館を拠点として学校、公民館などが連携し、読書活動が図れる体制づくりに取り組みます。

【主な取組】

◎第3次相生市子ども読書活動推進計画に基づく事業の実施

家庭での読書活動の充実が図れるように、市立図書館を拠点として、公民館等、保育所、幼稚園、学校などの連携に努めます。

◎ボランティア団体の育成

読み聞かせボランティアグループの育成に努め、学校などにおける読書活動の推進を図ります。

◎図書資料の充実

ニーズに幅広く応えるため、図書資料の充実とPRを図ります。

【主な事業】

◇第3次相生市子ども読書活動推進計画に基づく事業の実施

◇ボランティア団体の育成

◇図書資料の充実

【目 標】

☆図書貸出冊数

178,000冊（H21年度） →

163,015冊（H26年度） → 192,000冊（H32年度）

（６）文化財の保存と活用

【今後の方向と目標】

市域に残された豊かな歴史文化遺産を保存し、後世に伝えることは大変重要であるため、文化財を定期的に公開するなど、文化財を通じて市民がふるさと相生への愛着を育むことができるよう取り組みます。

また、*学芸員が中心となり、専門的な対応を行うとともに、市内のNPO法人の協力のもと、市民参加型の講座等を開催します。

【主な取組】

◎文化財資料の収集

本市にゆかりのある文化財資料の収集に努めるとともに、適切に保存します。

◎文化財の保存

市内に存する文化財の保存に努めるとともに、補修などが必要な場合は計画的に整備を行います。

◎歴史民俗資料館の活用

本市にゆかりのある資料を定期的に公開するなど、市民の郷土の歴史に対する理解と興味を深める事業を行います。

◎文化財専門講座等の開催

市内の風土や歴史などの文化財に触れ親しむため、歴史講座や史跡めぐりなど市民参加型の事業を開催します。なお、開催にあたっては、NPO団体などの協力を得てPRの拡大を図ります。

【主な事業】

◇文化財資料の収集

◇文化財の保存

◇特別展の開催

◇歴史講座等の開催

（７）スポーツ活動の推進

【今後の方向と目標】

スポーツ活動のうち、ジュニアスポーツにおいては、各種目大会・事業・教室を通して、スポーツの楽しさを伝え興味を喚起するとともに、競技力の向上に努めます。

特に、*生涯スポーツでは、子どもから高齢者まで気軽に健康体力づくりに取り組めるレクリエーションスポーツの振興を推進します。

また、地域で楽しめるスポーツ振興については、スポーツクラブ21ひよ

うご事業を通して、世代間・地域間交流を図ります。

その他、スポーツの専門化及び高度化が進むなか、体育指導者の技術力・指導力が要求されるため、指導者養成講習などによる指導者の育成に努めるとともに指導者の確保とレベルアップを図ります。

【主な取組】

◎ジュニアスポーツの普及・振興

子どもたちにスポーツに触れる機会を提供するため、大会・事業・教室を実施します。また、スポーツ活動を支援するとともに大会などを通じて競技スポーツの振興を図ります。

◎レクリエーションスポーツの普及・振興

生涯にわたって、スポーツを楽しみ健康や体力づくりの機会を提供するため、あそぼうる、ターゲットバードゴルフ、グラウンドゴルフ、ペタンク、アジャタなどレクリエーションスポーツの普及・振興に努めます。

◎スポーツの指導・支援

市民の誰もが参加しやすいスポーツ教室・スポーツフェスティバル・マラソン大会の開催、温水プール（水泳、トレーニング教室など）事業を展開し、健康づくりに繋がるスポーツ習慣を身につける指導・支援に努めます。

◎地域スポーツの振興

各小学校区に設立されたスポーツクラブを支援し、交流大会を通じた地域間・世代間交流の推進、地域スポーツの振興に努めます。

◎スポーツ指導者の育成・支援

体育協会や各種目別競技団体等との協働で、講習などによりスポーツ指導者の新たな育成・支援に努めます。また、地域におけるスポーツ活動推進のため、指導者の人材確保と指導力向上のため育成・支援を図ります。

◎*体育指導委員事業

スポーツ振興のため、体育指導委員の実技指導を強化するなど、指導体制の強化を図ります。

また、委員定数の確保、女性委員の登用に努め、スポーツ行事や事業への協力、指導助言などの機能の強化に取り組みます。

【主な事業】

◇ジュニアスポーツ振興事業

◇レクリエーションスポーツ普及振興事業

◇レクリエーションスポーツ振興競技大会事業

◇スポーツ教室事業

【目 標】

☆定期的に運動をしている人の割合

37.9%（H21年度） →

40.1%（H26年度） → 50%（H32年度）

☆スポーツ種目別構成人数

3,480人（H21年度） →

3,937人（H26年度） → 4,000人（H32年度）

（８）人権を尊重するまちづくりの推進

【今後の方向と目標】

人権は、一人ひとりが幸せに暮らせるための誰からも侵されることのない権利です。基本的人権を尊重し、市民一人ひとりが「このまちに住んでよかった」と言える共生社会の実現を目指して、市民に行き渡る人権教育・啓発活動を展開します。

【主な取組】

◎人権啓発活動の推進

市民一人ひとりの人権感覚を高めるため、人権課題や身近な人権問題に対して正しい理解と認識を深めていくよう、わかりやすい人権情報の提供を推進します。

◎人権教育の推進

人権を文化にまで高めるために生涯にわたって人権を学び続ける場を提供します。

◎人権行政体制の整備

多様化・複雑化する人権課題に対応するため、行政内部の連携が図れる体制を整備します。

【主な事業】

◇市民人権学習支援事業

◇相生市人権教育推進協議会への支援

◇人権の集い、ふれ愛シネマなどの啓発事業

◇相生市人権教育研究協議会への支援

◇人権啓発情報紙の発行

◇相生市人権施策協働推進ガイドラインの推進

◇地域に学ぶ体験学習支援事業

【目 標】

☆相生市は人権が尊重されている市であると思う人の割合が県のアンケート調査を上回る（H 2 5 年度県の調査 5 5 . 7 %）

（９）社会教育施設の整備・充実

【今後の方向と目標】

社会教育施設全般において、既存施設の計画的な修繕と整備を行い、今後でも有効活用を図っていきます。

特に、スポーツ活動の拠点となるスポーツ施設においては、近年の多様化するニーズに対応できる健康・体力づくりのための施設整備と機能充実を図る必要があります。

また、公民館等は、非常災害時には地域住民の避難場所となることから、その安全性は極めて重要です。I s 値が 0 . 6 未満の建物の耐震補強工事を行います。

さらに、子ども子育て支援事業に基づき、子どもの健全育成にかかる施設の充実を図ります。

ア 公民館等

【主な取組】

◎維持修繕の実施

地域の生涯学習の拠点として整備されましたが、老朽化に伴い施設修繕の必要があり、計画的に維持修繕を実施します。

◎耐震補強の推進

公民館等は避難所として位置づけられていることから、I s 値が 0 . 6 未満の相生公民館にあっては耐震補強工事を実施します。

【主な事業】

◇施設の維持修繕

◇耐震補強工事

【目 標】

☆耐震補強工事の実施時期

→ 平成 3 2 年度までに実施

イ 放課後対策

【主な取組】

◎施設整備

子ども子育て支援事業に基づき、学童保育の児童の受入に対応するため、施設の整備を行います。

【主な事業】

◇施設の充実

ウ 文化会館

【主な取組】

◎維持修繕の実施

市民の文化芸術の拠点として整備されましたが、今後は適切な維持管理のもと、設備等を含めて計画的に維持修繕を実施します。

エ 図書館

【主な取組】

◎施設の維持修繕及び耐震補強の推進

昭和56年建設の当該施設は、平成24年度に耐震補強工事を行いました。が、老朽化に伴い引き続き施設の維持修繕が必要です。

【主な事業】

◇施設の維持修繕

オ 歴史民俗資料館

【主な取組】

昭和60年に開館し、平成5年に施設内のリニューアルを行いました。が、老朽化に伴い引き続き施設の維持修繕が必要です。

カ スポーツ施設

【主な取組】

◎市民体育館

経年による老朽化が進むなか、引き続き計画的な改修整備を行い、屋内スポーツの拠点として効果的、効率的な管理運営に努めます。

◎市民プール

屋外プールとして、指定管理者制度の下での適切な管理運営に努めます。

◎市民グラウンド

多目的な屋外スポーツの拠点として適切な管理運営に努めます。

◎温水プール

指定管理者による指定期間を5年とし、引き続き指定管理者制度による適

切な管理運営を検討します。また、施設設備については計画的な整備改修を行います。

【主な事業】

◇市民体育館管理運営事業

◇市民プール管理運営事業

◇市民グラウンド管理運営事業

◇温水プール管理運営事業

【目 標】

☆市民体育館施設改修工事

→ 平成３２年度までに実施

☆温水プール施設改修工事

→ 平成３２年度までに実施

第5章 計画の進行管理

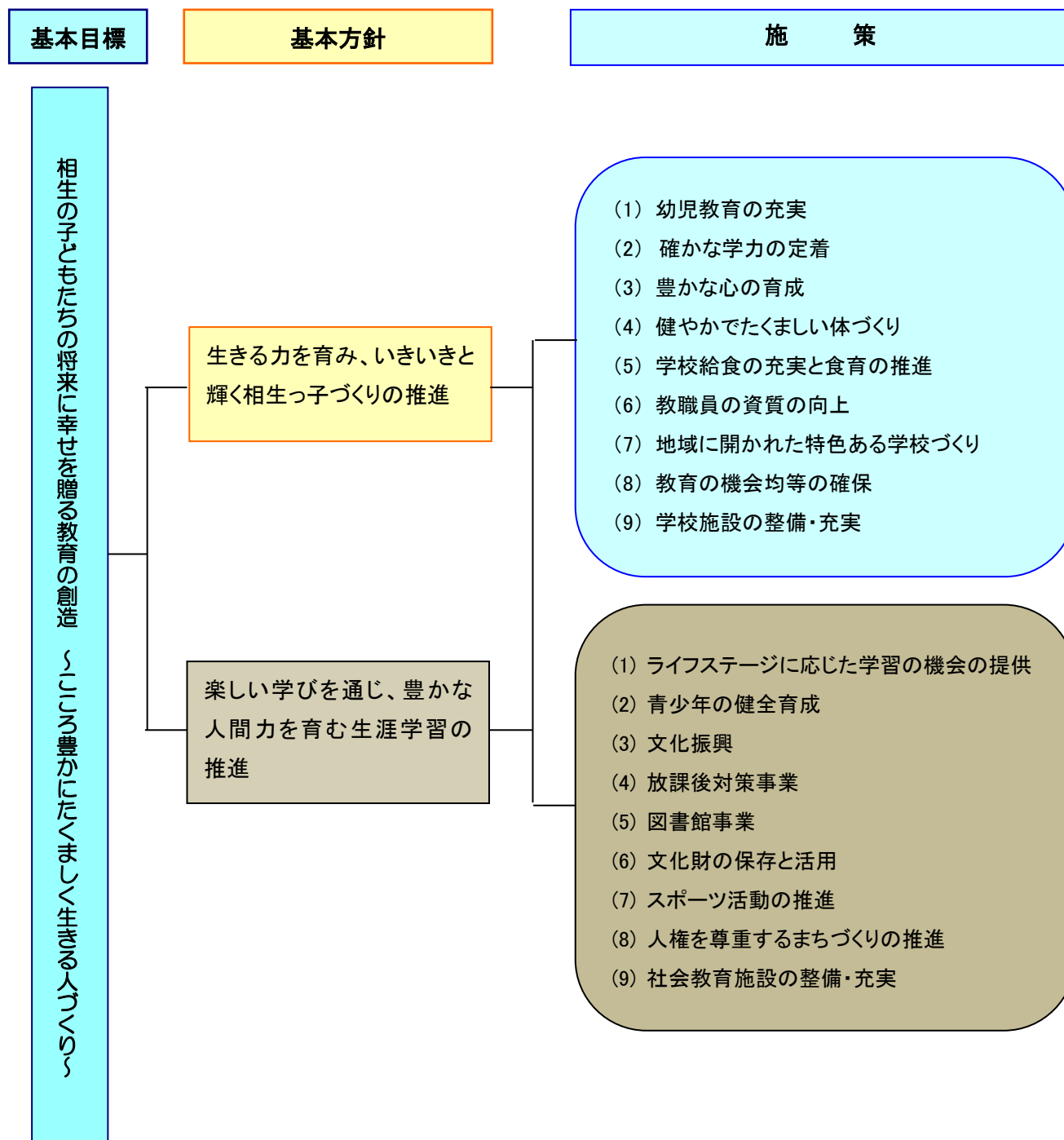
本計画を効果的かつ着実に推進するためには、本計画の周知と理解を図ることが不可欠です。学校教育関係者、社会教育関係機関や団体などに対しては校園長会を通じた周知や説明会の開催など、きめ細かな対応に努めるほか、市民に対しては市広報紙やホームページなどを活用して広報に努めます。

一方、本計画の進行管理については、それぞれの施策や事業について、その成果を点検・評価することが重要であることから、本市の行政評価システムの中で、教育行政の自己点検・評価を実施し、結果を適切に公表することにより市民への説明責任を果たすとともに、本市の教育に対する関心を高め、市民の参画につなげていきます。

また、第5次相生市総合計画の実施計画により事業の確実な実施を確保するとともに、年度ごとの事業計画として「相生の教育」を作成して、一層の具体化を図り、目標達成に向けて着実に取り組みを進めます。

なお、急速に変化する社会の中で、教育の分野において対応すべき新たな課題が生じた場合や評価の結果に基づく改善のため、*P D C Aサイクルを十分意識しながら、計画期間の途中においても必要に応じて見直しを行うこととします。

施策体系



目標の説明

頁	目 標	目 標 の 説 明
2 5	☆預かり保育の実施状況 0 % (H21 年度) → 1 0 0 % (H26 年度) → 1 0 0 % (H32 年度)	◎全ての市立幼稚園で「預かり保育」を実施する。
2 6	☆学校の授業が分かると答えた児童生徒の割合 小学校 8 7 . 8 % (H26 年度) → 9 0 % 以上 (H32 年度) 中学校 8 4 . 5 % (H26 年度) → 8 5 % 以上 (H32 年度)	◎教職員は「分かる授業」の実践に努め、学校評価などを実施する際に、児童生徒に教職員の授業に関する評価を行い測定する。
2 7	☆学校図書館の蔵書率 (小学校) 6 8 % (H22 年度) → 9 8 . 0 % (H26 年度) → 1 0 0 % 以上 (H32 年度) (中学校) 8 2 % (H22 年度) → 1 0 0 . 7 % (H26 年度) → 1 0 0 % 以上 (H32 年度)	◎文部科学省が定めた「学校図書館図書標準」の蔵書冊数を達成する。
2 8	☆個別の教育支援計画の作成状況 8 0 % (H21 年度) → 1 0 0 % (H26 年度) → 1 0 0 % (H32 年度)	◎幼児期から学校卒業後までを見通した個別の教育支援を行う必要のある子どものための計画を、保護者の了解を得ながら作成する。
2 9	☆ I C T を活用した授業ができる教職員の割合 1 0 0 % (H26 年度) → 1 0 0 % (H32 年度)	◎全員の教職員が、I C T を活用した授業ができるようにする。

3 0	☆小学校教職員の英語教育研修の受講状況 3 0 % (H21 年度) → 3 8 . 3 % (H26 年度) → 1 0 0 % (H32 年度)	◎小学校教職員の英語教育における指導力を向上させるために、全ての教職員が研修を受講する。
3 1	☆道徳の授業の公開回数 小中学校 学期に 1 回実施 (オープンスクール時など) 小中学校 1 0 0 % (H26 年度) → 1 0 0 % (H32 年度)	◎学校・家庭・地域が一体となって子どもを育てるという気運を醸成していくために、道徳の授業を学期に 1 回は保護者・地域住民に公開する。
3 2	☆地域などでの体験活動やボランティア活動への参加促進 地域行事やボランティア活動などに参加する児童生徒を増やす 「今住んでいる地域の行事に参加していますか」(文部科学省全国学力・学習状況調査)で「当てはまる」と答える児童生徒の割合 小中学校平均 3 8 . 2 % (H26 年度) → 5 0 % 以上 (H32 年度)	◎子どもたちに自分が育った地域に愛着心を持たせるとともに、地域社会の行事などに積極的に参画できる主体的な子どもを育成する。
3 3	☆伝統文化に関する授業の実施 (各学校、年間) 0 回 (H21 年度) → 小中学校 3 . 6 回 (H26 年度) → 3 回以上実施 (H32 年度)	◎我が国や郷土の伝統文化などに対する関心・理解を深め、継承・発展させるために、総合的な学習の時間などを活用して、伝統文化を体験する授業を行う。
3 5	☆スクールソーシャルワーカーの配置 → 配置完了 (H26 年度) → スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの	◎学校における児童虐待や不登校などへの対応の支援を目的に学校・家庭・関係機関との連携や調整などを行う専門員を配置し、有効に活用する。

	有効活用（H32 年度）	
3 6	☆体力・運動能力テストの体力合計点が全国平均値を上回る。	◎子どもたちの体力・運動能力の向上を図る取り組みを推進し、総合的な取り組みの成果として、体力・運動能力テストにおける体力合計点を高める。
3 7	☆食に関する指導の実施回数 各学年、学期に 1 回実施 （保健体育科、家庭科、総合学習など） →小中学校 1 0 0 %（H26 年度） →小中学校 1 0 0 %（H32 年度）	◎学校における食育の推進の観点から年間指導計画に位置づけて、学期に 1 回は食に関する指導を行う。
3 8	☆学校給食における地場産物の使用割合（生鮮野菜） 2 8 %（H21 年度） →2 9 . 4 %（H26 年度） →3 5 %（H32 年度）	◎学校給食を食育の「生きた教材」として活用するため、地産地消を推進していく。併せて、生産者や食材に対する感謝の気持ちを育む。
4 0	☆校内研修の充実 →校内研修に効果があったと思う教職員の割合 →小学校 9 3 . 5 %、中学校 9 8 . 0 %（H26 年度） →9 0 %以上（H32 年度）	◎教職員が効果を感じる校内研修を目指す。学校評価を実施した際に測定する。
4 0	☆相生市教育研究所が実施する研修講座、研究部会の参加延べ人数 3 2 0 人（H21 年度） →3 8 0 人（H26 年度） →5 0 0 人（H32 年度）	◎教職員の資質と実践的指導力の向上のために実施する研修を充実し、参加教職員数を増やす。
4 2	☆学校園ホームページの更新回数 小中学校 目標を 5 0 %達成	◎地域に開かれた特色ある学校づくりを推進するために、学校ホームページなどにより積極的な情報発信を行う。

	(H26 年度) → 1 0 0 % (H32 年度)	
4 4	☆防災訓練や安全講習会の実施回数 小中学校 目標を 1 0 0 % 達成 (H26 年度) → 1 0 0 % (H32 年度)	◎子どもたちが自らの生命を守るのに必要な能力や態度を身につけるために、防災訓練などを学期に 1 回は実施する。
4 5	☆耐震化率 → 9 2 . 3 % (H26 年度) → 1 0 0 % (H32 年度)	◎小中学校校舎の耐震補強工事を実施し、耐震化率 1 0 0 % を達成する。
4 6	☆相生市立学校適正配置計画を基本とし、各年度の児童生徒数を踏まえ、学校の適正配置について検証する。	◎相生市立小中学校適正配置計画に基づきながら検証を進める。
4 7	☆チャレンジパスポート参加者数 1 7 0 人 (H21 年度) → 2 6 5 人 (H26 年度) → 2 6 5 人 (H32 年度) ☆金ヶ崎学園大学参加者数 6 , 4 6 6 人 (H21 年度) → 7 , 0 4 6 人 (H26 年度) → 7 , 0 0 0 人 (H32 年度) ☆公民館利用者数 7 3 , 0 0 0 人 (H21 年度) → 6 6 , 3 2 3 人 (H26 年度) → 7 5 , 0 0 0 人 (H32 年度)	◎児童を対象に、市内で行われている行事に多く参加してもらうための指標とする。 ◎高齢者に学習の充実を図り、受講生を拡大させることを目指す。 ◎公民館活動を充実させ、利用者数を増加することを目指す。

4 8	☆青少年の補導人数 2 9 5 人 (H21 年度) → 1 4 4 人 (H26 年度) → 1 8 0 人 (H32 年度)	◎青少年の補導人数を減らす。
4 9	☆美術展出品数 2 5 4 点 (H21 年度) → 2 7 7 点 (H26 年度) → 2 8 0 点 (H32 年度) ☆文化協会各団体への加入者数 1, 1 0 0 人 (H21 年度) → 9 2 1 人 (H26 年度) → 1, 1 0 0 人 (H32 年度)	◎洋画・日本画などの出品数を増加させ、文化振興を図る。 ◎各団体とも高齢化してきており、加入者数の減少が危惧されることから、現状維持を目指す。
5 0	☆放課後子ども教室開設数 4 校 (H21 年度) → 全校 (H26 年度) → 全校 (H32 年度)	◎学校の空き教室を利用して実施しており、全校での開設を目指す。
5 0	☆図書館の図書貸出冊数 1 7 8, 0 0 0 冊 (H21 年度) → 1 6 3, 0 1 5 冊 (H26 年度) → 1 9 2, 0 0 0 冊 (H32 年度)	◎市立図書館において図書貸出冊数の増加を目指す。
5 3	☆定期的に運動をしている人の割合 3 7. 9 % (H21 年度) → 4 0. 1 % (H26 年度) → 5 0 % (H32 年度) ☆スポーツ種目別構成人数 3, 4 8 0 人 (H21 年度) → 3, 9 3 7 人 (H26 年度) → 4, 0 0 0 人 (H32 年度)	◎定期的に運動している人の割合 5 0 %を目指す。無作為抽出によるアンケートを行う。 ◎毎年、種目協会などを通して種目別の構成人員を調査し、4, 0 0 0 人を目指す。

5 4	☆相生市は人権が尊重されている市であると思う人の割合が県のアンケート調査を上回る（H 2 5 年度県の調査 5 5. 7 %）	◎兵庫県という身近な大きな母集団と相生市民の人権意識を比較することにより、人権教育・啓発施策の改善に役立てることを目的とする。
5 4	☆耐震補強工事の実施時期 → 平成 3 2 年度までに実施	◎相生公民館の耐震補強工事を実施し、安全で安心して利用できる施設とする。
5 6	☆市民体育館施設改修工事 → 平成 3 2 年度までに実施 ☆温水プール施設改修工事 → 平成 3 2 年度までに実施	◎避難所となる市民体育館の耐震補強工事に併せて施設改修を行う。

用語解説

頁	用 語 の 説 明
2	NPO Non Profit Organization の略。市民の自発的意志により、営利を目的としない社会的活動を行う市民活動団体。 ボランティアグループ 不特定かつ多数の利益の増進に寄与することを目的とする自発的で自律的な集団。
3	カウンセリングマインド カウンセラーの姿勢・心構えあるいは基本的態度のこと。
4	オープンスクール 学校の授業や学校行事の参観をはじめ、給食や遊び、清掃の時間、放課後など、普段の教育活動のありのままを保護者や地域住民に公開しようとする取組。子どもが学校に通っていない地域住民も参加することができる。 学校評議員 学校教育法施行規則及び「相生市立小学校及び中学校の管理及び運営に関する規則」に基づき、必要な識見を有する地域の住民を学校長が推薦し、教育委員会が評議員として委嘱する制度。学校運営に関する様々な意見を述べるなど、学校と地域の連携を実現するための役割が期待される。 学校評価 各学校が自らの教育活動その他の学校運営について、組織的、継続的な改善を図ることなどを目的として、以下の実施手法により行う評価。 ①学校自己評価：各学校の教職員が行う評価 ②学校関係者評価：保護者、地域住民などの学校関係者などにより構成された評価委員会などが、学校自己評価の結果について評価することを基本として行う評価 ③第三者評価：学校と直接関係を有しない専門家などによる客観的な評価
5	預かり保育 幼稚園における1日の教育課程終了後などに引き続き園児を保育すること。 新学習システム 新学習システム担当教員を配置し、基礎・基本の確実な定着と個性の伸長を図るための指導体制や指導方法の工夫・改善を目指したシステ

	ム。
6	個別の教育支援計画 障害のある児童生徒など一人ひとりのニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくための計画。福祉、医療、労働などの関係機関との連携を図りつつ、幼児期から学校卒業後まで見通して、適切な教育的支援を行うことを目的とする。 個別の指導計画 特別支援教育における教育課程を具体的に表したもので、学校が主体となって作成する。内容は、学校での指導における一人ひとりの指導目標や指導内容、方法などの明確化を図るもの。 特別支援教育支援員 LD、ADHDなどにより行動面での不安定さや特別な支援が必要な児童及びその児童が在籍する学級への教育的支援を行う補助員。 校内LAN 校内に分散配置されているサーバーやパソコンなどのコンピュータ機器を結ぶネットワークシステム。
7	インクルーシブ教育 多様性を尊重し、障害のある人が能力を最大限に発達させ、社会に参加することができることをめざし、障害のある人と障害のない人が共に学ぶ仕組み。そのなかでは、障害のある人が一般的な教育制度から排除されず、生活する地域において初等中等教育の機会が与えられ、必要な「合理的配慮」が提供されることなどが求められる。
8	拠点校方式 ある学校を活動の中核拠点とし職員を配置し、その学校からそれ以外の学校へも訪問しながら、指導や相談などを実施する方法。 スクールカウンセラー 児童生徒の心の相談に当たるとともに、教職員のカウンセリングマインドを高めることにより、問題行動などの未然防止や早期発見・早期解決を図ろうと公立中学校などに配置された専門員。
9	スクールソーシャルワーカー 学校における児童虐待や不登校などへの対応の支援、学校・家庭・関係機関との連携や調整などを行う専門員。 不登校 何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるため年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの。

1 0	地産地消 地域で生産された物をその地域で消費すること。
1 1	O J T (On the Job Training) 職場の先輩が、後輩に対し具体的な仕事を与えて、仕事に必要な知識・技術・技能・態度などを意図的・計画的・継続的に指導し、修得させることによって業務処理能力や力量を高めていくこと。
1 2	ゲストティーチャー 事前に登録等された保護者や地域の住民・一般市民に、特技を活かして幼稚園、小学校、中学校などで、講師として教えるボランティア講師制度。 県警ホットライン 緊急時にいち早く警察へ通報するための学校と警察を結んだ緊急通報システム。
1 3	連絡メールシステム 園児、児童、生徒の安全確保などを目的として、各小中学校園のパソコンから保護者の携帯電話などへ緊急連絡を行うシステム。
1 4	構造耐震指標 (Is 値 Seismic Index of Structure) 建物の耐震性能を表す指標で、値が大きければ大きいほど耐震性が高いと判断される。Is 値 0.6 以上で、地震に対する倒壊または崩壊の危険性は低いとされているが、学校は避難所になることから、文部科学省は学校の建物について Is 値 0.7 以上と定めている。
1 5	ライフステージ 人間の一生における幼年期、児童期、青年期、壮年期、老年期などのそれぞれの段階を総称するという。 チャレンジパスポート 小学生を対象に行う事業に参加した場合、小学校を通じて配布しているパスポートに押印していき、スタンプの多い児童に対し、毎年チャレンジ賞として記念品を贈り、事業への参加を促す。
1 8	館内整理日 図書館の館内整理日として毎月末日に図書館を休館して行う。なお、利用者の利便性を向上させるため、平成 22 年度から末日が休日もしくは休館日に当たるときは、直前の平日に変更して行なわれている。

1 8	子どもの読書活動の推進に関する法律 読書は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることに鑑み、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所で自主的に読書活動を行えるような環境整備が積極的に推進され、子どもの健やかな成長に資することを目的として、読書活動の推進に必要な事項を定めた法律で、平成13年に制定された。
2 0	レクリエーションスポーツ 楽しみ、健康、交流を求めて、主として自由な時間に行うスポーツ活動で、社会的活力を生むもの。(あそぼうる、ターゲットバードゴルフ、グランドゴルフ、ペタンクなど) スポーツクラブ 2 1 国が推奨する総合型地域スポーツクラブの兵庫県版で、CSR（文化・スポーツ・レクリエーション）事業のひとつ。県内827の全小学校区で発足し、活動している。 同和問題 同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低位の状態を強いられ、今なお結婚を妨げられたり、就職で不公平に扱われたり、日常生活の上でいろいろな差別を受けるなどの我が国固有の重大な人権問題である。 人権課題 現在、主な人権課題として16の課題がある。女性、子ども、高齢者、障害のある人、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者・ハンセン病患者など、刑を終えて出所した人、犯罪被害者など、インターネットによる人権侵害、ホームレス、性的指向、性同一性障害者、北朝鮮当局によって拉致された被害者など、人身取引であり、今後も現代社会の人権課題の増加が考えられる。 社会教育施設 家庭や学校の外で、児童から高齢者に至るまですべての年齢の人が、学習や研修、スポーツや趣味に興じたり楽しむ機会に接することができる生涯学習のための施設をいう。(図書館、博物館、公民館、体育館など)

2 1	指定管理者 自治体が住民の福祉増進を目的として設置した施設を、民間事業者・団体などを指定して管理運営させる制度。
2 6	アクティブ・ラーニング 教員による一方的な講義形式の教育とは異なり、児童生徒が主体的で協働的な学習。発見学習、問題解決学習、体験学習、調査学習などが含まれるが、教室内でのグループ・ディスカッション、ディベート、グループ・ワークなども有効なアクティブ・ラーニングの方法。 サイエンス・トライやる事業（県教育委員会事業） スペシャリストによる特別授業や県立高等学校教員などによる観察・実験実技指導（小学校対象の研修会）の実施や「数学・理科甲子園ジュニア」を開催。 蔵書率 学校図書館の図書の充実を図り、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童生徒の健全な教養を育成するため「学校図書館図書標準」が設定されている。これは、学級数によって蔵書冊数が定められている。その定められた蔵書冊数に対して、各校が整備している図書の割合。
2 7	LD Learning Disabilities の略。学習障害。基本的に全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算するまたは推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態。 ADHD Attention Deficit Hyperactivity Disorder の略。注意欠陥・多動性障害。年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力または衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学習の機能に支障がでる。
2 8	情報モラル 情報社会で、インターネットなどの匿名性を悪用した犯罪や、コンピュータウイルスやサイバーテロが急増している現状などを踏まえて、適切な活用を行うための基となる考え方と態度。 I C T Information Communication Technology の略。情報通信技術。I T と同義で使われる。

2 8	SNS Social Networking Service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の略で、インターネット上の会員制サービスの一種。友人・知人間のコミュニケーションを円滑化する手段や、新たな人間関係を作るための場となる。
3 1	自然学校 公立小学校5年生全員が、学習の場を教室から豊かな自然のなかへ移し、人とのふれあい、地域社会への理解を深めるなどの活動に取り組む。心身ともに調和のとれた児童の育成を図ることを目的とする。 トライやる・ウィーク 公立中学校の2年生全員が、学校・家庭・地域社会の三者の連携のもと、6月または11月を中心とする1週間、学校を離れ地域のなかで生徒の主体性を尊重した様々な社会体験活動を行い「生きる力」の育成を図ることを目的とする。 キャリア形成 一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して※キャリア発達を促すもの。 ※キャリア＝様々な役割を果たす過程で、自分の価値や役割を見出していくこと。 「トライやる」アクション トライやる・ウィーク推進事業で培われた地域の教育力を活用し、中学生が地域のよさやふるさとの恵みに触れることができるよう、土・日や長期休業日などを利用して、自分たちのアイディアによって既存の地域行事などを主体的に企画・運営するなど、実践的な取り組みを実施するもの。
3 3	人権教育基本方針 「人権教育の推進に当たっては、各教育委員会及び教育機関は、教育の主体性、中立性を堅持しつつ、それぞれの実態に応じて、創意に富んだ人権教育を展開することが大切である。また、人権教育がこころ豊かな社会の実現を目指す建設的な営みであるという認識に立って、人権問題や人権教育に関する適切な情報の提供に努め、県民の間に人権教育の重要性についての理解を広めることが必要である。」と国に先んじて兵庫県教育委員会が平成10年3月に「人権教育の在り方」についてまとめた方針。

38	わくわくふれあい給食、ふれあい給食 わくわくふれあい給食として、講師、ボランティアとして学校活動に協力をいただいた方に、児童・生徒と一緒に給食を食べる機会を提供し、学校給食への理解と学校と地域のつながりの強化を図る取組。 また、ふれあい給食として、一部の学校において、事前申込み希望者に有料で提供する。
39	教職員人事評価・育成システム 平成18年度より兵庫県教育委員会が試行実施している、教職員を対象とした評価制度。教職員の教育活動への取組状況を適切に記録・評価し、その結果に基づいて指導・助言を行うことなどを通じて、教職員の能力開発と教育活動の充実を図り、学校組織の活性化に資することを目的とする。 学校組織マネジメント これからの学校園において、企業や自治体で実施されている組織マネジメント（管理や経営）の発想を導入し、学校園運営の改善に努める取組。
40	メンタルヘルス 精神衛生。精神的健康。
43	通学路安全対策アドバイザー 教職員や警察官のOBなどから選任された地域学校安全指導員。小学校における学校及び通学路の巡回指導と評価や学校安全ボランティアに対する指導などを行う。
51	学芸員 博物館法に定められた、博物館における専門的職員および、その職に就くための国家資格である。学芸員は、博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項をつかさどる。一般に、学芸員が行う職務の類型は、研究・調査、収集・展示普及、保存・管理とされ、展示普及においては社会教育施設における教育従事者としての立場も含まれる。 生涯スポーツ スポーツを健康で豊かな暮らしを送り、体力の維持や向上のために生活の一部として位置づけ、生涯にわたり親しむこと。

5 2	体育指導委員 スポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導助言を行う専門の委員。なお、定数は30人以内とする。
5 7	P D C Aサイクル 行政や企業の事業活動において事業を円滑に推進するために取り入れた判断基準の一つ。 Plan （計画）→ Do （実行）→ Check （評価）→ Action （改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する。